

衆議院法務委員会

議録 第三号

平成二十八年十月二十一日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 鈴木 淳司君	理事 今野 智博君	理事 平口 洋君	理事 井出 吉川	理事 土屋 正忠君
理事 宮崎 政久君	理事 井野 俊郎君	理事 田畠 繁君	理事 安藤 裕君	理事 厚生君
理事 逢坂 誠二君	理事 赤澤 亮正君	理事 田中 厚君	理事 尾身 奥野	理事 徹君
理事 井野 俊郎君	理事 大野 敬太郎君	理事 博文君	理事 藤原 工藤	理事 裕君
門 古賀 篤君	門 古賀 篤君	門 古賀 篤君	門 古賀 篤君	門 古賀 篤君
古賀 篤君	吉田 圭一君	吉田 圭一君	吉田 圭一君	吉田 圭一君
宮路 拓馬君	宮路 拓馬君	宮路 拓馬君	宮路 拓馬君	宮路 拓馬君
枝野 幸男君	枝野 幸男君	枝野 幸男君	枝野 幸男君	枝野 幸男君
山尾志桜里君	山尾志桜里君	山尾志桜里君	山尾志桜里君	山尾志桜里君
吉田 宣弘君	吉田 宣弘君	吉田 宣弘君	吉田 宣弘君	吉田 宣弘君
藤野 保史君	藤野 保史君	藤野 保史君	藤野 保史君	藤野 保史君
上西小百合君	上西小百合君	上西小百合君	上西小百合君	上西小百合君
同日	同日	同日	同日	同日

法務大臣 法務副大臣 法務大臣政務官				
政府参考人 (警察庁長官官房審議官)				
政府参考人 (総務省総合通信基盤局電気通信事業部長)				
政府参考人 (法務省大臣官房審議官)				
菊池 浩君				

同日	同日	同日	同日	同日
同日	同日	同日	同日	同日
同日	同日	同日	同日	同日
同日	同日	同日	同日	同日
同日	同日	同日	同日	同日

○鈴木委員長 これより会議を開きます。	○鈴木委員長 民進党の技能実習生の保護に関する法律案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第三号)を改正する件	○鈴木委員長 この際、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第三号)を提出します。
○鈴木委員長 これより会議を開きます。	○鈴木委員長 民進党の技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第三号)を提出します。	○鈴木委員長 この際、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第三号)を提出します。
○鈴木委員長 これより会議を開きます。	○鈴木委員長 民進党の技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第三号)を提出します。	○鈴木委員長 この際、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第三号)を提出します。
○鈴木委員長 これより会議を開きます。	○鈴木委員長 民進党の技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第三号)を提出します。	○鈴木委員長 この際、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第三号)を提出します。
○鈴木委員長 これより会議を開きます。	○鈴木委員長 民進党の技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第三号)を提出します。	○鈴木委員長 この際、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第三号)を提出します。

容の修正案を提出することに至つたものであります。

以下、この修正案の内容について御説明申し上げます。

第一に、技能実習計画に記載すべき技能実習生の待遇の内容として、報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費を明記するとともに、主務大臣が技能実習計画を認定する際の基準として、技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを明記することとしております。

第二に、外国人技能実習機構の業務として、技能実習を行うことが困難となつた技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことを希望する者が技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務を明記することとしております。

第三に、施行日を「平成二十九年三月三十一日」までの間において政令で定める日から「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるとともに、その他所要の規定を整理することとしております。

以上が、この修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鈴木委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 この際、お諮りいたします。

両案及び修正案審査のため、本日、政府参考人として法務省入国管理局局長井上宏君、厚生労働省大臣官房審議官藤澤勝博君、厚生労働省職業能力開発局長宮野甚一君及び経済産業省大臣官房審議官土田浩史君の出席を求め、説明を聴取いたしました。

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○鈴木委員長 これより両案及び修正案に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。畠野君枝君。

○畠野委員 おはようございます。日本共産党的な質問いたします。

外国人技能実習法案、入管法改正案について質

○畠野君枝です。

○鈴木委員 おはようございます。日本共産党的な質疑を経て、技能実習制度の制度そのものに問題があるということが当委員会で多く指摘されてまいりました。法案で技能実習生の人権が守られるのか、法案が外国人技能実習生の問題を解決できるのか、疑問を抱かざるを得ません。

これまで、この法務委員会、あるいは厚生労働委員会との連合審査、さらに二度にわたる参考人

に、現在御審議をいただいております法案に基づく方策によりまして、管理監督体制を強化して技

能実習制度の一層の適正化に努めていきたい、こ

のようと考えておる次第であります。

○畠野委員 大臣がおっしゃられた、それでは、

こういつた事件を本当になくすことができるの

か、この点について続いて伺いたいと思います。

○畠野委員 岐阜県は、愛知県に次いで全国二位の実習生受

け入れ、中でも繊織業は全国の三千人以上が働く

のか、疑問を抱かざるを得ません。

○畠野君枝 二〇一六年十月十六日付の朝日新聞で、フィリ

ピン人男性に技能実習生の過労死認定がなされた

と報道されました。お手元の資料、一枚目につけ

ております。

「ジョーイ・トクナンさんは、ルソン島北部の

山岳地帯で生活する少数民族の出身。妻レミーさ

ん(二十八)と、娘グワイネットちゃん(五)ら家族

を養うために一年に来日した。岐阜県の鋳造会

社で、鉄を切断したり、金属を流し込む型に薬品

を塗ったりする作業を担当していた。一四年四

月、従業員寮で心疾患のため、二十七歳で亡くなつた。帰国まで残り三カ月のことだった。」「岐

阜労働基準監督署によると、一カ月に七十八時間半、百二十二時間半の時間外労働をしていたとさ

すか。まさに奴隸労働と言わざるを得ません。この間の技能実習生の過労死認定の事件を受け、金田法務大臣に思いをお伺いします。

○金田法務大臣 委員がただいま御指摘されまして、技能実習生が長時間に及ぶ時間外労働がありましたとして労災認定を受けたことは承知しておりますし、そのような状況で技能実習生が亡くなられましたことには大変に心が痛む思いであります。

本件のような事案が発生することのないよう、現在御審議をいただいております法案に基づく方策によりまして、管理監督体制を強化して技能実習制度の一層の適正化に努めていきたい、このようと考えておる次第であります。

○畠野委員 大臣がおっしゃられた、それでは、こういつた事件を本当になくすことができるのか、この点について続いて伺いたいと思います。

○畠野君枝 岐阜県は、愛知県に次いで全国二位の実習生受け入れ企業の労基法違反が続いております。労働局資料によれば、二〇一〇年の制度改正後も変わつております。最低賃金違反、割り増し違反、長時間残業、さらに証拠隠滅などを含めて、一層悪化しているというふうにも聞いております。

○畠野委員 労働局の資料を三枚目につけさせていただいております。

○藤澤政府参考人 お答えいたします。

外国人技能実習生につきまして、長時間労働が行われている事案や、時間外手当が法定額未満で支払われている事案、賃金が法定額未満で支払われている事案があることは把握しているところでございます。

○畠野委員 労働局の資料を三枚目につけさせていただいております。

○藤澤政府参考人 お答えいたします。

岐阜県と岐阜の労働局と名古屋入管らが構成する技能実習生等受入適正化推進会議というのがあるんです。これが毎年、業界団体に、適正な工賃、長時間労働による健康障害等を防止するための計画的、合理的な発注を要請している。これが三枚目の、代表者殿というものです。

しかし、要請しても全く変わつていません。この文書によれば、厚生労働省、法務省は岐阜の縫製業は、いつ過労死が発生してもおかしくない状況が続いているとあります。毎日四時間、五時間の残業、一日も休みなし、一時間四百円の残業の契約書。労基法の三十七条、割り増し違反というものが岐阜県の最低賃金七百五十四円に対して行われております。これは、割り増し違反どころか割り残業代になつていています。関係者からは、三千人の実習生の大半がこのようない状態だというふうにも伺っております。

資料に、「一枚目につけました。」とあります。

○鈴木委員長 一一番下のところ、時間外労働賃金額、一年目四

百円、二年目四百五十円、三年目五百円。割り増しですから割り増さなくちやいけないのが、減っているという状況です。

そして、同じ一枚目の右側の数字が並んでいるもの、少し見づらいんですけど、その日の残業時間が書かれているんです、四時間とか五時間とか。日曜日は八時間と書いてあるので、何かと思つたら、休みの日に朝から残業しているというので八時間。こういう実態が技能実習生からの訴えで明らかになつていています。

厚生労働省に伺いますが、このような実態は把握されていらっしゃいますか。

うに聞いております。十年間で五回、毎回同じ、一番最後のはそれをさらに強く求めているという

内容になつております。

五回も発注工賃の適正化を求めた根拠は何か、厚生労働省に伺います。

○藤澤政府参考人 お答えいたします。

岐阜労働局では、広く県民や技能実習の監理団体あるいは実習の実施機関に外国人技能実習生等の受け入れ適正化のためのコンセンサスの形成を図ることが重要であるとの観点から、御指摘の技能実習生等受入適正化推進会議を設立し、開催しているところでございます。

今申し上げました趣旨に沿いまして、御指摘のとおり、平成二十年から平成二十八年までの間に五回にわたりまして、岐阜県の縫製業の団体に対し、発注契約においては適正な工賃を設定していくべきことについて要請を行つていると承知しております。

○畠野委員 本当に重大な、本当に深刻な実態です。私も、これを読んで、伺つて驚きました。五回も言つても言つことを聞かない、放置されてい

る。

私は、経済産業省に、この実態を認識してい

らつしやるのか伺いたいと思いますが、いかがですか。

○土田政府参考人 岐阜の技能実習生受入適正化

推進会議の提言の件でござりますけれども、足元の経済状況のもと、下請産業でござります縫製業を取り巻く状況は厳しいものであるというふうに認識しております。

経済産業省におきましては適正取引に関する普及啓発などを努めておりまして、毎年、業界団体等を通じて、取引対価の決定に当たりましては下請事業者と協議の上、適切な労務費を含めるよう要請しておりますし、本年度もそのような要請を行う予定しております。

こういった縫製業の状況でござりますけれども、当省いたしましては、生産工程における物づくり技術の高度化や地域資源を活用したプラン

ド化等への支援を通じまして、織維業界全体の振興に取り組んでまいりたいというふうに思つてお

りますし、適正取引ということにつきましては、法令遵守につきまして普及啓発等を実施するど

もに、法令違反行為が疑われる情報を得た場合に

は厳正に対処してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○畠野委員 経済産業省に伺いますけれども、そ

れで、実態はつかまつたんですか。

○土田政府参考人 これから関係省庁等とも連携いたしまして、そういった状況をつかんでまいりたいというふうに考えております。

○畠野委員 それぞれ聞けばいいと思うんです。

上がつてくるのを待つんじゃなくて、それぞれのところを全部、苦しんでいる中小企業業者の皆さん、あるいは本当に苦しんでいる実習生の皆さん、きちんとやってほしいと思いますが、全数調査を直接やつていただきたいと思いますが、それぞの省庁、いかがですか。

○宮野政府参考人 お答えいたします。

今後、また新たな今回の法律を成立させていただくということも踏まえまして、いずれにしてでも、新制度におきましてきちんと、その施行の中で、先生から御指摘のあつたような実態についても把握して適切な対応をとつてまいりたいというふうに考えております。

○土田政府参考人 関係省庁や地元岐阜県等とも連携いたしまして、そういう情報収集に努めてまいりたいというふうに思つております。

○畠野委員 岐阜県の方も、そういうふうに国が動けば一緒にやれると思うんですね。だから、ぜひひきつとやついただきたい。

それで、工賃が上がらない状況で賃金を上げる

といふのは本当に大変なわけです。もちろんこういう事実をきちんと調査して、実習生の抱えた問題を解決していくくといふこともやらないといけない

ということです。

それで、今ちょっと紹介しただけでも本当に衝

撃的な実態なんですが、では、このような状況を

法案が解決できるのかという観点から次に質問い

ます、法案の、監理団体が今回許可制になると

いうことが提案されておりますので伺います。

現行制度では、技能実習生が不正を告発して、

監理団体が処分された場合に、その不正が原因で告発された事業所が別の名前で営業しているとい

う事例も聞いています。

法務省に伺いますが、法案では、組合名あるいは代表者がかわれば、これまでと実体は同じ事業所だつたという場合、許可するのかどうか、この点いかがですか。

○井上政府参考人 監理団体の事業の許可に関するお尋ねでございました。

今回の法案におきましては、監理団体の許可につきまして欠格事由の制度を整備してございま

す。その中で、過去に許可を取り消されるなど欠

格事由に該当する場合には、法人の名前を変えようと代表者をかえようと、法人として

の同一性が認められる限り許可を受けることはできません。

若干詳しく申し上げさせていただきたいと思

ますが、さらに、許可を取り消された法人とは別

の法人になつたといたしましても、許可の取り消

しの原因となつた不正行為がございますが、その

当時役員であった者が新たに許可を申請する法人

の役員を務めている場合には、同様に欠格事由に

当たることにしております。さらに、役員とい

う概念ですが、名義上の役員ではなくて、形式上役

員として登記されているかどうかではなくて、役

員と同等以上の支配力を有しているかという実質

的新制度ではこのように、いわゆる看板のかけか

えのような行為には適切に対処できる仕組みと

つきましては的確に排除できるようにしてござい

ます。

○畠野委員 あわせてちょっと伺いたいんですけど

なつておりますので、過去に不正を行つた団体に

どうなかというのと、もう一つ、県を越えた実習先の監理の状況というのと、それは実態調査はするんですか。県をまたいで、あるいは遠くに、米子から宮城なんて話もこの間させていただきました。どうでしようか。

○井上政府参考人 まず、家族の問題といいま

しょうか、そちらでございますが、それはケー

ス・バイ・ケースで、従来の役員、不正を行つて

いた役員が実質的に支配力を持つていると認定さ

れるような場合であれば当然排除される、そいつ

う、実質どうなつているかといふところの問題に

なります。

それから、遠隔地の方の受け入れ先の問題をど

うするかということでございますが、これは監理

団体として遠隔地の方の実習実施者を監理できる

が、適正な監理の体制が組めているかどうかとい

うところで、遠隔地であつても、もちろん適切な

監査等ができる体制を組んでおれば問題ございま

せんが、それに十分なものがないといふことであ

れば、許可の段階で十分なチェックをしていくこと

であります。

○畠野委員 遠いところを一つ一つ見に行くとい

うこととはなかなかできない、文書上で確認し切れるのかといふことが、本当に不正を根絶できるのかという点で疑問があるわけです。

それから次に、申告権の問題です。

○畠野委員 遠いところを一つ一つ見に行くとい

うこととはなかなかできない、文書上で確認し切れるのかといふことが、本当に不正を根絶できるのかといふことが問題になります。

そこで、前回、私がその体制があるのかと質問を受け付けることを検討している、本人確認のための氏名・在留カード番号等を聴取するとともに法

令違反の事実の申告を受け付けるといふように答弁をいただきました。その他いろいろあるんですが、では本当に申告権が機能するのか。

対応できる言語 この間も幾つかの外国语を紹

介しましたけれども、技能実習生の比較的多い、中国語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語だけでは十分だとは思えません。

ことし上期の入国で一番多いのがベトナム人だということですが、ベトナム人の実習生が全国の労基署で当日申告した、今、それを受理できるところは何ヵ所あるんでしょうか。

新法によってどういうふうに対応するのか、あわせて伺います。

○宮野政府参考人 お答えいたします。

まず、全国の労働基準監督署におきましては、ベトナム人技能実習生につきまして、ベトナム語で作成した外国人労働者向けパンフレットを活用することによりまして申告の受け付けを行つてゐるところでございます。

また、新法施行後におきましては、新たに設立する外国人技能実習機構の相談窓口におきまして、ベトナム語での相談を受け付けることができるようにし、適切に申告につなげてまいりたいというふうに考えております。

○畠野委員 そうすると、これは全国で何ヵ所、今、現時点で、労基署でいろいろ文書があつても言葉の関係がありますから、具体的に何ヵ所でできているんでしょう。その実態を知りたいんです。

○宮野政府参考人 お答えいたします。

繰り返しになりますが、現在、全国の全ての労働基準監督署におきまして、ベトナム語で作成したパンフレットというものを用意しております。それによりまして申告の受け付けを行つていると、いふことでござります。

○畠野委員 全然不十分ですよ、それは。もう駆け込んでいつて、どうしたらいいかわからないところでただ紙だけ出されても、具体的に対応できる、言葉がしゃべれる人を含めて配置しなくちゃいけない。そのところ、本当に、具体的な御回答が今ありませんでした。

さらに伺いたいんですが、岐阜県労連の事務局長から伺いましたら、実習生の住まいに行くと、

六畳一間に一段ベッドが三つあって、クーラーもなく、女性でも防犯上必要な窓を閉めることはとてもできない、窓を開けて扇風機で風を送つている状態である、国際貢献のはずだが、本来の姿から実態はかけ離れているというふうに伺いました。

申告権は機能するんでしょうか。現行の制度

上、岐阜の監督指導件数、指導に従つて是正したところはありますか、わかりますか。

○藤澤政府参考人 お答えいたします。

岐阜県内の監督指導などに対するどのように指導をし、是正されたかというお尋ねだろうと思ひます。

平成二十七年の四月から十二月までの間に、岐阜県内の労働基準監督署において、外国人技能実習生を雇用する八十三の事業場に対して監督指導を実施し、その九一・八%に当たる七十七の事業場で労働基準関係法令の違反が認められております。

一般に、労働基準関係法令の違反が認められた

ことにより是正勧告を行つた事業場については、その後報告を求めるといったこと等により是正を確認しているところでございまして、是正勧告を受けた事業場においては適正に是正が図られていくものというふうに認識をしているところでございます。

○畠野委員 あわせて伺います。司法処分に回したのは何件ですか。

○藤澤政府参考人 平成二十七年におきまして、岐阜労働局では、六件の外国人技能実習生受け入れ事業場について書類送検を行つてあるところでございます。

○畠野委員 本当に深刻な事態ですよ。これだけの違反が出ているということです。

それで、資料の四枚目につけましたけれども、

左の方の岐阜県の状況でいいますと、先ほど言った割り増し賃金の問題、これは、織維製品製

造業のところは二十一件あるんですね、五五・三%。最低賃金の問題でいうと五〇%、十九件。これは本当に、こういう状況は続いているということ、多くは泣き寝入りしているということだと思います。

こういう状況がありながら放置されて、しかも法案で申告権に本当に実効性があるのかといふことが、疑問を持たざるを得ない実態だと思います。

このような実習生からの申告に対してのその後の対応が重要です。出入国管理法、労働関係法令違反が認められた場合に、実習生の法的支援が必要な場合は弁護士や労働組合などに引き継ぐなどの実習生の法的救済の支援、これはすべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○井上政府参考人 技能実習生の保護のための相談対応とか援助、第一次的にはこれは外国人技能実習機構を中心に行うこととしてございますが、民間の機関の方々のお力をおりやすく場面もあります。

○宮野政府参考人 お答えいたします。

新制度におきましては、監理費、受検料それから手数料は、過度な負担とならないよう配慮をすることといたしております。

具体的には、監理費につきましては、監理団体は、監理事業に必要となる経費等を勘案して、用途や金額を明示した上で徴収ができるこ

ととしております。

受検料につきましては、現行制度においても、

當利を目的として試験業務を行うものでないこと

を試験実施機関の要件としており、これを踏襲いたします。具体的には、試験の実施に必要な経費を勘案して各試験の実施団体において適切な額が設定されることとなります。

また、認定申請の手数料につきましては、実費を勘案して主務省令で定めることといたしております。

○畠野委員 受検料が六万円とか、それから、前

は各県でできたのが、今度は遠くに行かなくちゃいけない、交通費もかかる、その上、新しい機関に手数料まで払わなくちゃいけない、これは負担がふえるというふうに私は言わざるを得ないんです。

それで、最後に修正案について確認だけ。大臣に、もう時間がありませんから、確認をさせていただきます。

修正案の中で幾つか書かれているんですけども、例えば、技能実習を行うことが困難になつた

実習生の支援をいろいろ書かれておりますけれども、かかる費用三万円と、そのほか月当たり五万円の費用がかかる、技能実習生に特有な監理費など必要経費を出さなくちゃいけない、それがなけれ

ば、日本のパートだつたら十分給料が払える、それでも日本人が来てくれないので、技能実習生を頼りにしているんだという事情も伺います。

もちろん、地方の中小企業や主要産業を守らなければなりません。だからといって、これを理由に技能実習生だけに奴隸労働を押しつければならないわけです。

法案で、技能実習生が働く岐阜の縫製業の監理費、受検料など、重い負担は一体どうなんでしょうか。

も、やはり国の責任できちっと行うべきではないかと思うんです。金田大臣、いかがでしょうか。

○金田国務大臣 委員御指摘のように、技能実習を行うことが困難になった技能実習生への支援は、例えば、新制度では、技能実習を継続して行うために実習先を変更することについては、やむを得ない事情が認められる技能実習生に対しても監理団体において移籍先を探す、そういうことはもちろん、それから、主務大臣と外国人技能実習機構において必要な支援を行っていくというふうになつておりますし、この点をも含めて、政府として、技能実習制度の適正化をして、技能実習生の保護に力を尽くしていきたい、このように考えております。

○畠野委員 時間が参りました。

予定した質問が終わらないほど、まだまだたくさんある問題点があると思います。引き続きこの問題を追及していくことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○鈴木委員長 これにて両案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○鈴木委員長 これより両案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。畠野君枝君。

○畠野委員 私は、日本共産党を代表して、外国人技能実習法案及び入管法改正案に反対、自民、民進、公明各党提出の修正案に賛成の討論を行います。

外国人技能実習制度は、技能移転による国際貢献を名目とし、技能実習生を保護するしながら、その実態は、労使対等を前提とせず、低賃金、非熟練労働力の受け入れをするものであり、安価な労働力として使われてきました。労働関係法令の違反や人権侵害が引き起こされ、内外から厳しい批判を受けてきました。本法案は、こうした外国人技能実習制度を適正化するとしていますが、制度の持つ構造的矛盾を

何ら解決するものではありません。

最大の問題は、技能実習生が、母国でプロ

カーナなどを経由し、送り出し機関に保証金を取られ、我が国の受け入れ先の企業を特定して送り込まれていることです。

実習生は、送り出し機関や受け入れ先との間に對等な關係を持てず、支配從属性の關係を受け入れざるを得ません。このもとで、低賃金、ピンはね、強制労働、セクハラと性的暴行、パスポートの取り上げなど数々の人権侵害が続発し、実習生の失踪が多発してきたのであります。私が質疑で取り上げたベトナム人などの実例が示すとおりで

多くの人権侵害を生み出す根源である支配從属性にメスを入れない限り問題は解決しません。

ところが、法案は、受け入れ機関の監督をするととしていますが、技能実習生は、受け入れ機関を特定した上で在留資格が与えられる仕組みです。例外的な場合を除いて職場移転の自由はありません。現行の構造的な問題はそのままです。労働者として保護するというのなら、実習先選択の自由を保障すべきです。

また、悪質なプローカーや法外な保証金を排除するための二国間取り決めの規定もありません。質疑の中で、政府は、送り出し国政府の協力を得て不適正な送り出し機関を排除する枠組みをつくるべくしていく考え方だと答弁しましたが、強制力のある二国間取り決めなしに、どうして実効性が担保できるでしょうか。

もう一つの問題は、入管法改正で介護の在留資格を新設し、介護分野にも技能実習制度を拡大しようとしていることです。

介護分野では、労働条件と低賃金が放置されていくことが問題となっています。技能実習に介護を追加することによって、実習生の日本語でのコミュニケーション能力の問題だけではなく、介護サービスの質の低下や新たなトラブルを生み出すことが懸念され、容認できません。

さらに、入管法の難民認定の問題です。

難民認定申請者に対する、不明確、曖昧な規定による刑罰及び在留資格の取り消し事由の拡大

なお、自民、民進、公明各党共同提出の修正案は、技能実習生の待遇改善に資するものであり、不當な人権侵害を拡大するおそれがあります。

以上が、二法案に反対する理由です。

なお、自民、民進、公明各党共同提出の修正案は、技能実習生の待遇改善に資するものであり、不當な人権侵害を拡大するおそれがあります。

以上、討論を終わります。(拍手)

○鈴木委員長 これにて討論は終局いたしました。

案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する附帯決議案

政府及び外国人技能実習機構は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

1 技能実習生の待遇について、本法の基本理念の実現及び実習実施者による出入国又は労働に関する法令遵守の確保のため、以下の取組を行うこと。

2 政府は、技能実習生の報酬にとどまらず、報酬からの控除の把握にも努めるとともに、本法第七条第二項の基本方針において、技能実習生に支払われる報酬から、不当な控除が行われることにより技能実習生の生活に支障が生じることがないよう留意すべき旨を定めること。

3 外国人技能実習機構は、実習実施者及び監理団体の実地検査を、適時、予告をしない検査も含めて行うこととし、その際、1を含む法令の規定及び2を含む基本方針のつとめた割増賃金等の報酬の支払いを、帳簿類の点検のほか、技能実習生及び日本人従業員からの聴取など、実態を的確に把握できる方法により確認すること。

4 外国人技能実習機構は、本法を含め、出入国又は労働に関する法令に違反する事実

○鈴木委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、平口洋君外三名から、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ、公明党及び日本維新の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聽取いたします。井出庸生君。

○井出委員 ただいま議題となりました附帯決議

1

を把握した場合には、地方入国管理局、都道府県入国管理局等に、通報、情報提供等を行

回答の回収率の目標を定め、二国間取決めに

○鈴木委員長 起立多數。よつて、本動議のとお

道府県労働局等に対し通報情報提供等を行うとともに、事案の重大性に応じ、告発を行うことも現行で、義務化指揮監督を行うこと

おいて送出国及び送出機関の調査への協力に関する規定を設けるなど、回収率向上に向けた方策を講ずること。

○鈴木委員長 次に、第百八十九回国会、内閣提出  
出、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する  
法律案について採決いたします。

道配慮による保護対象の明確化など難民認定に係る制度の一層の透明性の向上を図ること。

四 同法第七十四条の六の運用に当たつては、入国・在留手続の適正な支援業務に不当な介入が行われることがないよう、十分に留意すること。

1 外国人技能実習機構は、実習先の変更を  
求める技能実習生からの相談に丁寧に応

1 対象職種への介護の追加は、基本方針における、特定の職種に係る施策(本法第七条第三項)等において、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」

○鈴木委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

五 本法の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

六 今後の外国人労働者の受入れの在り方につ

くされる事態が生じることのないよう努めること。

ケーシング能力の確保等 構計を要する事項として掲げられた七点につき、同中間まとめで示された具体的な対応の在り方に沿つた適切な対応策を定めた上で行うこと

党・無所属の会 民進党・無所属クラブ・公明党及び日本維新の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。井出提出者から趣旨の説明を聴取いたします。

いって、国内人材の確保を前提としつつ、国⺠的コンセンサスを踏まえ、政府全体での総合的な検討を速やかに進めること。  
以上であります。

の意見を詰め込もうとするが、それは失敗する。

せんじやくじゅうせいのための日本語力と聞いて  
例えば、会話の内容をほぼ理解できる程度  
の日本語能力が求められることを踏まえ、  
技能実習生の入国時に必要な日本語能力に

出入国管理及び難民認定法の一部を改正案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。  
採決いたします。

かに作成し、その内容を公表するよう努め  
る二二。

ために必要となる日本語レベルを望ましい水準とし、二年目の業務への円滑な移行を図ること。

いて格段の配慮をすべきである。  
一 「正当な理由」を限定的に解釈するなど、恣意的な判断に基づき改正後の出入国管理及び

○鈴木委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付すことになりました。  
この際、両附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。  
金田法務大臣。

送出国政府当局が迅速かつ厳正な対処を行  
うべきことを定めるよう努めること。

検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

すること。特に、実習実施者の人権侵害行為等により、やむを得ず一時的に実習を行うことができない技能実習生に対し、同号が不旨に適用され、技能実習生の立場が損なわれるおそれがある。

（鈴木委員長）お詫びいたします。  
（金田国務大臣）ただいま可決されました附帯決議につきましては、その題旨を踏まえまして、適切に対処をしてまいりたいと存ります。

いことや、事案によつては、既に認定された技能実習計画の認定の取消しを行うこと

鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

二 同号に基づき在留資格を取り消した件数及びその事例の概要を公表すること。  
三 同法第七十条第一項第二号の二が難民その他庇護を要する者に影響を与える可能性性。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鈴木委員長 次に、裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お詫びいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として警察

府長官官房審議官鈴木三男君、警察庁長官官房審

議官白川靖浩君、総務省総合通信基盤局電気通信

事業部長巻口英司君、法務省大臣官房審議官菊池

浩君、法務省大臣官房司法法制部長小山太士君、

法務省民事局長小川秀樹君、法務省刑事局長林眞

琴君、法務省矯正局長富山聰君及び防衛省地方協力局長深山延暉君の出席を求め、説明を聽取

いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○鈴木委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。宮崎政久君。

○宮崎(政)委員 おはようございます。自由民主

党の宮崎政久です。

今国会では、この法務委員会の理事として仕事

をさせていただきます。円滑な委員会運営に努め

てまいりたいと思いますので、金田大臣初め、どうぞよろしくお願ひいたします。また、鈴木委員

長のもと、与党は古川筆頭理事そして野党は逢坂

筆頭理事初め理事 委員の皆様、どうぞよろしく

お願いを申し上げます。

早速、質疑に入らせていただきます。

さきよは、私の地元沖縄に所在する米軍基地を

めぐる問題について、法律の視点から少し議論をさせていただきたいと思つています。

沖縄に所在する米軍基地において、我々、軍雇用員といふふうにお呼びしているんですけれども、駐留軍等労働者と、正式な名前はそうなつて

おりますが、軍雇用員でお仕事をしていただいている方の中で警備員の仕事をしていただいている

方が、ゲートで、立哨とつてゲート警備をされるとときに、拳銃を所持して警備をしていただいて

いる。この方は当然民間人なわけであります。

まず、防衛省にお聞きいたしますが、沖縄での駐留軍等労働者の中での警備員で仕事をされてい

る方の勤務、業務の実態などについてどのように把握されているか、御説明ください。

○深山政府参考人 お答え申し上げます。

沖縄に所在する米軍施設・区域において勤務す

る駐留軍等労働者は全体で約九千名いらっしゃいます。このうち警備員の人数は本年八月末時点

で約四百名でござります。

警備員の方は、例えは、施設・区域の出入り口

で立哨をし、出入りする軍人、民間人及び車両の

交通を整理するなどの任務についておられます。

この施設・区域の出入りにおいて立哨する際な

どに警備員が銃を携帯する場合があることについ

ては、米側から説明を受け、日本側としても確認

しているところでござります。警備員が携帯して

いる銃の種類には、連発拳銃、散弾銃、カービン

銃といったものがあると承知いたしております。

○宮崎(政)委員 ちなみに、当然、米軍基地とい

うのは沖縄だけにあるわけではありません、日本

じゅうにあるわけであります。沖縄県以外の実

態、警備に関する業務の実態も把握されていると

思いますが、説明してください。

○深山政府参考人 お答えいたします。

本土におきましても駐留軍等労働者の方々が働

いていらっしゃいますが、本土では全体で約一万七千名でござります。このうち警備員の人数は、

同様に本年八月末時点で約六百名です。

業務は、先ほど沖縄の駐留軍等労働者である警

備員の方について申し上げたとおりの業務をしておりまして、また、銃を携行する場合があるといふことについても同様に確認をしておるところでござります。

○宮崎(政)委員 我が国で拳銃を合法に所持できるのはどういう根拠に基づくのか御説明ください。これは、警察庁、お願いします。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

我が国におきましては、拳銃の所持は銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、原則として禁止されており、「法令に基づき職務のため所持する場合」等、同法で定める限られた場合にのみ認められております。

具体的には、法令に基づき、警察官、海上保安官、自衛官等に所持が認められているところであります。

○宮崎(政)委員 今の御説明の「法令に基づき」という場合の、基地の労働をされておられる方の拳銃の所持の根拠法令は何になるんでしょうか。外務省、お願いします。

○森政府参考人 お答え申し上げます。

地位協定上の根拠についてまず申し上げます

と、在日米軍は、日米地位協定第三条の一に基づき、施設・区域内において、それらの警護等のため必要な措置をとることができ、こういうことになつてござります。

○宮崎(政)委員 そのため、米軍が必要と判断する場合に、警護

のためには、米側から説明を受け、日本側としても確認しているところでござります。

○深山政府参考人 沖縄におきましては、地位協定第二条第四項(a)に基づいて自衛隊が共同使用しております米軍の施設・区域のうち、ホワイトビーチ地区におきましては米軍と自衛隊員が共同で警備を実施しているものと承知しております。

○宮崎(政)委員 そうしますと、自衛官が警備の業務を担当している根拠は、今御説明があつたように、基地の共同使用をしている、地位協定の二

4(a)とか二4(b)という話が今ありますたけれども、これは底地がどちらかといふところで違いますが、これは地図上認められていることと、いうように解してござります。

○宮崎(政)委員 ちょっと質問を先に進めたいたいと思います。

これは防衛省にお聞きしたいんですが、自衛隊

員が在日米軍基地の警備業務の一部を担つてている

というような事実がありますでしょうか。

○深山政府参考人 お答え申し上げます。

米軍専用施設・区域内におきましては、在日米軍

に限りませんが、日本国政府側が使うという件

を分担している根拠になつているという理解でよろしいでしようか。

○深山政府参考人 先生御指摘のように、いわゆる二4(a)というのは、米軍施設を自衛隊が、自衛隊に限りませんが、日本国政府側が使うという件

をしているということにつきましては、こうした

協定に基づいて共同使用しておるということが根拠であろうと考えておるところとございます。

○宮崎(政)委員 もう一点、現状の確認をしたいのですが、さつき御説明いただいた、駐留軍等労働者、軍雇用員の方の警備業務の実態のようなもの把握しているのか。つまり、政府が、こういう実態にあるということを報告を受けているという事実があるかどうかを確認したいんです。

例えは、先ほどもちょっと御説明ありましたけれども、どういう拳銃があるのか、予備の弾倉を所持しているのか、防弾チョッキの装備はこういうものになつていてるとか、現状こういう扱いをしているのでこういった業務をしているとか、こういったことを報告を受けたり協議をしたりというようなことをする場があるのかないのか、教えてください。

○深山政府参考人 在日米軍施設・区域内で働く駐留軍等労働者の方々につきましては、日米間で労務提供契約を締結しておりますので、この中で、雇用主を日本政府としながら、同施設・区域内に雇用主を日本政府としながら、同施設・区域内に

雇用主を日本側としては、労働者が從事することとなる職種やその内容についても把握しておりますが、個々の労働者について、個別にその職務分担の日々を米側と協議しているものはございません。

労働者の管理等については米軍において適切な配慮がなされているものと認識いたしておりますけれども、雇用主である日本政府といたしましても、労働者の職種、その内容が適切であるかといつた観点から雇用状況を注視いたしております。必要に応じて米側と協議してきておりますし、これからも協議してまいりたいと思つております。

○宮崎(政)委員 ありがとうございます。このような現状であるということは確認できたわけあります。

私は、端的に言えは、拳銃を所持してするべき

警備業務というのは自衛官の人に担つていただくなつては、やはり国柄も國民性も、それに基づいた法制度のあり方も違うんですね。アメリカという国は、憲法の修正第二条で武器の所持が原則自由という国であります。

私たちの国は、先ほど御説明があつたように銃刀法で所持が原則禁止されるという国であつて、それは当然、その國民性みたいなものに基づいて法ができているわけであります。

ただ、誤解のないように申し上げたいんです。が、私の友人にも米軍基地で働いている、その警備を担つてくれている友達がいます。彼らは誇りを持って仕事をしておりますし、日々の鍛錬などもしております。自分の業務や日々やつている仕事に誇りを持つて毎日一生懸命業務をしてい

る。だからもちろん、彼らが職を失うようなことをしたいと言つてはいるわけでもないし、そういうことをしようと思つてはいるわけでもない。

ゲートの立哨活動というのは、実はやる仕事がいっぱいあるんですね。IDチェックをしたり書類を見たり書類を書いたら、ゲートでやること、だから拳銃を持たないでやる仕事もたくさんあるんです。だから、実はそこは分担していいんじやないかと私は思つていてます。

今御説明があつたように、地位協定の三条があるので、それが根拠になっている。そして、地位協定の三条に基づいて、今、日米両政府間で適切な協議をしているという説明があつたけれども、私は、一歩進んで、日本側としては、これは、拳銃が必要な部分に関しての業務については自衛官が担当するから、自衛官に担当させてくれというのを申し入れてもいいんじゃないかと思つてはいるところであります。

○深山政府参考人 御質問の趣旨は、要するに、米軍専用地域においての警備について自衛官が担

うという申し入れをしたことがあるかということであるとすれば、私の知る限りそのような申し入れをしたことほどございません。

○宮崎(政)委員 今お答えの中には、要するに米軍専用施設なんですね。

先ほど来、共同で自衛官も警備業務を分担しているところがある、三沢、岩国で。その根拠は、共同使用しているからだというふうな御説明があつたわけであります。

専用施設の話で、よく、沖縄は国土面積の〇・六%しかないので、日本全体の七四%の米軍専用施設があつて過重な負担になつてている。これはそ

のとおりなんです。では、残りの二六%はどこにあるのか。沖縄には、例えば嘉手納とか普天間という、私の地元嘉手納も普天間も、例えばキャンプ・キンザー、みんな丸ごと専用施設なんです。ところが、本土にも同じように丸ごと専用施設があるのか、残りの二六%はどこにあるんだと探し

てみると、それはそういうものがあるわけではなくて、共同で使用している基地施設の中で米軍が専用している部分をかき集めてくると全部で二六%になる、これが実態なんですね。

ですから、沖縄も、丸ごと専用というのを終えて、共同の時代に入つていくべきじゃないかと私は思つてます。

防衛省も、この点、大綱や中期防などで定めがあると思いますけれども、共同使用に関してはどういうふうに政府は考へておられるのか、御説明いた

だけますでしょうか。簡潔に。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

御質問の点につきましては、例えば平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱におきましては、日米同盟の抑止力及び対処力の強化という観点から「米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用の拡大を引き続き推進する」と記載されているところでございます。

私は、端的に言えは、自衛官が担

このように、大綱、中期防でも進めるというふうに取り扱つてゐるわけです。これは、日本の安全保障を進めるという意味でも、また、沖縄にたることは大切で、これもぜひやらないといけないんだけれども、今あるものについてどうやって負担軽減をしていくかといったときに、丸ごと専用を終わつて共同使用の段階に入つていくといふとも大きな負担軽減になると私は思つてゐるんです。こういう取り組みをぜひやつてほしい。

三沢だって岩国だって、戦争が終わつた後米軍が進駐してきて専用施設であつたところを、その後、自衛隊が日本の安全保障のために必要だと言つて入つて、共同になつてゐるという歴史をたどつてはいる。沖縄はその歴史をたどつていな

いんです。

だから、小林政務官、ぜひ政府としての決意を語つてもらいたいと思います。

○小林大臣政務官 これまでの質疑を伺つておりますが、沖縄県選出議員としての宮崎委員の思いを伝えてくださつたことに、政治家として感謝を申し上げたいと思います。

その上で申し上げますと、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していく中で、委員御指摘のように、米軍専用施設・区域を自衛隊が管理する形態で日米の共同使用にするということは、日米安保体制の中核的要素である在日米軍の駐留のあり方を根本的に見直すことを意味します。

したがいまして、施設・区域を共同使用する場合の管理権につきましては、日米同盟が十分に機能していくのか否かという点を十分に踏まえた上で検討されるべきであるというふうに考えております。

いたがいまして、施設・区域を共同使用する場合は、防衛計画の大綱におきましても、日米同盟の抑止力及び対処力の強化という観点から「共同使用の拡大を引き続き推進する」とされておりますことを踏まえまして、米軍専用施設・区域の共同



もいる。であるならば、死刑制度というものについてはしつかりと考えていく必要があるのではないか。

また、例えば、ついこの間、日弁連の皆さんが死刑廃止に対する宣言をされたという報道がありました。日弁連の皆さんの中でも相当な議論があつたそうです。当日の採択でも、もう断固反対と言いながら採決に応じられた方は、棄権をされ、その場から出ていかれた方もいらっしゃるそうであります。

この死刑の問題が非常に難しい理由の一つに、もちろん被害者、御遺族の思いに対してもそうであります。同時に、忘れてならないのはやはり冤罪問題であると思います。

金田大臣にもぜひ御認識を伺いたいところであるんです。

例えば、二〇一四年、逮捕から実に四十八年ぶりに釈放された袴田巖さん、死刑確定囚であります。再審開始と同時に、袴田さんの場合は拘置の停止も決定がなされました。

その際の静岡地裁の決定では、捏造された疑いのある証拠で死刑の恐怖のもとで身柄を拘束されたと、捜査の全否定ともとれる表現で検察、警察の批判もありました。また、正義という言葉を使つて、約四十八年間自由を奪われた袴田さんの身体拘束を解くという、これは前代未聞の例であります。

同時に、決定では、死刑確定の決め手となつた証拠、いわゆる五点の衣類といふものであります。が、捏造と考えるのが合理的、また、捏造をする必要と能力を有するのは警察をおいてほかにないともで地裁が踏み込んだ発言をされております。あと、近年でいえば東電OIL事件もそうであります。

した。このように、日本においては、実に、免田事件だとか財田川事件、島田事件、松山事件など、死刑が確定した後に再審によつて無罪になつた事件というのはこれだけ現在進行形である中で、金田大臣にお尋ねさせていただきます。現在の刑事司

法制度において、誤判による死刑確定もしくは死刑執行は一〇〇%ないと言つ切れるでしようか。

○金田国務大臣 ただいまお話をされました中で、個別事件については所見は差し控えさせていただきます。

御指摘のように、例えば、誤判のおそれを理由として死刑制度を考えいくという考え方もあることは承知をいたしております。

しかしながら、我が国の刑事手続においては、命令主義、厳格な証拠法則等の被疑者、被告人の権利保障に資する諸原則が採用されておるということ、そして、公判手続上も死刑が問題となる事件には必ず弁護人が付され、裁判所における極めて慎重な審理を尽くした上で判決が言い渡されているというところなので、非常に厳格な手続により有罪が認定されていることがあります。そ

して、加えて、三審制が保障されて、確定した裁判に対しても再審、非常上告といった救済制度が設けられている。

これらは誤判を防止するために有効に機能しているというこことを考えて、また、厳格な制度の上において極めて慎重に運用していくべきものであります。かなどと思つておりますので、私は、そ

ういう思いを持つてこの死刑制度は考えさせていただきたく、こう思つております。

○鈴木(貴)委員 やはり、今の答弁でも、一〇〇%間違いはないと言つておられるところに、今の答えの全てがぎゅっと詰まつてゐるのではないのかなと思つております。それだけでも実に成果を得た答弁をいただいたと思っております。

ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、枝野幸男君。

○枝野委員 民進党の枝野でございます。

先日の大臣のいわゆる所信、法務大臣挨拶について何点かお尋ねしたいと思います。

ちょっとと通告の順番と違うんですが、最初に、証務機能の充実という項目で大臣所信を述べられました。そこについてお尋ねいたします。

大臣所信では「国の利害に關係する訴訟に対す

る指揮権限の強化を一層推進する」としておりますが、この指揮権限とは何を意味しているのか、お尋ねの指揮権限とは何を意味しているのか、お尋ねの指揮権限とは、いわゆる法務大臣権限です。

お尋ねの指揮権限とは、いわゆる法務大臣権限で、すなわち、國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の二条二項そ

れから六条一項に基づくものでございまして、國を当事者等とする民事訴訟及び行政訴訟の遂行に当たり、法務大臣が当該訴訟に係る所管行政庁またはその職員に対して指示、命令等を発する権限

以上です。

○枝野委員 その権限を今、強化しなきゃならぬんですか。その権限に基づく機能を充実させなきやいけないというのはわかるんだけれども、権限をどう強化するんですか。

○定塚政府参考人 まさに枝野委員がおっしゃる通りで、機能を強化するということでございます。権限自体を法的に法律改正等をして改正するということではございません。

○枝野委員 ちょっとと揚げ足取りみたいな話になりますが、この後のものもそうなんですが、別に法務委員会で揚げ足をとつて、とめようとは思つてないでので、

ちよつと、全体に、今回の大臣所信を見ると、今のようにラフだと思います。法をつかさどる法務省の大蔵所信のところで「権限の強化」と書いてあつたら、普通、法令に基づいて権限そのものを

何か強くるのかと受け取られても仕方がないと思ひます。

でも、おっしゃるとおり、権限そのものを強くして機能を強化させようという意味だとすれば、それはそろそろちつと書かない、大臣が国会で議事録に残してしゃべるわけですから、そこはしづかりとしていただきたいと思います。これは

本当に証務局だけの話ではないんですが、済みませ

ん、証務局、お答えいただけますか。

○定塚政府参考人 御指摘のとおりだと思います。それで、今後、気をつけさせていただきます。どうもありがとうございました。

○枝野委員 もう一つ、今のような点で気になつたのは、法教育の重要性の話です。文部科学省の所掌の事務として各学校において法教育がなされているのはわかるんですが、法務大臣の所信で「法教育の充実に努めてまいります。」ということは、法務省の所掌事務の中で、何か、法教育に関して何をこれまでやつてきているんでしょうか。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。

まず、ちょっととさかのぼつて御説明させていただきます。

平成十四年の閣議決定でござります司法制度改革推進計画におきまして、法務省及び文部科学省において極めて慎重に運用されていくべきものであります。かなどと思つておりますので、私は、そ

ういう思いを持つてこの死刑制度は考えさせていただきたく、こう思つております。

○鈴木(貴)委員 やはり、今の答弁でも、一〇〇%間違いはないと言つておられるところに、今の答えの全てがぎゅっと詰まつてゐるのではないのかなと思つております。それだけでも実に成果を得た答弁をいただいたと思っております。

ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、枝野幸男君。

○枝野委員 民進党の枝野でございます。

先日の大臣のいわゆる所信、法務大臣挨拶につ

いて何点かお尋ねしたいと思います。

ちょっとと通告の順番と違うんですが、最初に、

証務機能の充実という項目で大臣所信を述べられました。そこについてお尋ねいたします。

大臣所信では「国の利害に關係する訴訟に対す

る指揮権限の強化を一層推進する」としておりますが、この指揮権限とは何を意味しているのか、お尋ねの指揮権限とは、いわゆる法務大臣権限で、すなわち、國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の二条二項そ

れから六条一項に基づくものでございまして、國を当事者等とする民事訴訟及び行政訴訟の遂行に

当たり、法務大臣が当該訴訟に係る所管行政庁またはその職員に対して指示、命令等を発する権限

以上です。

○枝野委員 その権限を今、強化しなきゃならぬんですか。その権限に基づく機能を充実させな

きやいけないというのはわかるんだけれども、権

限をどう強化するんですか。

○定塚政府参考人 まさに枝野委員がおっしゃる通りで、機能を強化するということでございま

す。権限自体を法的に法律改正等をして改正する

ということではございません。

○枝野委員 ちょっとと揚げ足取りみたいな話にな

るんですが、この後のものもそうなんですが、別

に法務委員会で揚げ足をとつて、とめようとは思つてないでので、

ちよつと、全体に、今回の大臣所信を見ると、

今のようにラフだと思います。法をつかさどる法

務省の大蔵所信のところで「権限の強化」と書いて

あつたら、普通、法令に基づいて権限そのものを

何か強くるのかと受け取られても仕方がないと

思ひます。

でも、おっしゃるとおり、権限そのものを強く

して機能を強化させようという意味だとすれば、それはそろそろちつと書かない、大臣が国会

で議事録に残してしゃべるわけですから、そこは

しづかりとしていただきたいと思います。これは

本当に証務局だけの話ではないんですが、済みませ

す。

○枝野委員 二つ問題があるんですが、まあ二つかな。一つは、リーフレットみたいなものをつくって配っているのはいいんですが、配ったものをどれぐらい教育の現場で生かされているのかなというのが一つですね。

それから、法務省の職員の方を派遣されているといつても、そもそも法務省は、検察庁まで含めてもそんなに人数の多い役所だと思いませんので、要するに、サンプル的に行っているような世界にすぎないですね。

それで、これをさらに充実するとおっしゃつているだけれども、今二つ指摘をしたこと、そして、その充実というのは、何をどうしようとしているんですか。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。用のものでございますので、その効果というのはなかなか難しいございます。

ただ、出前授業というものの等もございまして、学校や地域の集まりに法務省職員等を講師として派遣して、法教育授業を実施するということございます。これは数値がございまして、平成二十七年度の実施回数でございますが、二千九百四十七回、参加人数が十一万七千七百六十四人という人数の数値が出てございます。

それから、今後どうするのかというお尋ねがあつたと思います。これは、今、学校現場で、こういう法教育をやっていて、その効果がどうなかといいうようなアンケートなどをしておりまして、確かにいろいろ難しい部分があるという御指摘も受けております。

そこで、学校現場における法教育授業の実践拡大のためには、授業を担う教職員の負担を軽減する必要があるだろうと考えておりますし、法務省といたしましては、今後さらに、小中学生向けの視聴覚教材、ペーパーの教材ではなくて視聴覚教材をつくるということをまず考えております。

それから、高校生向けの法教育教材はまだでき

ておりませんでしたので、これをつくるかなと

思つておりますし、法教育推進協議会のもとに、実際に学校現場で教鞭をとつておられる教職員あるいは弁護士の先生などを構成員とする教材作成の部会を設置いたしまして、この教材の構成や内容等について鋭意検討を行つてあるところでござります。

○枝野委員 二千何回というのが多いと見るのか少ないと見るかということはあると思うんですけど、私も別に全国の小中学校を全部統計をとつて見てるわけではないんですけど、例えば交通安全の教育はちゃんとやらなきゃいけないからという

ことで、近くの警察の方とかそういう小学校の低学年の皆さんのために恐らく相当な小学校でやつているというようなことは、大体社会常識としてもみんな共有をしていると思うんですけど、それでもみんな共有をしていると思うんですけど、そ

ういうレベル、あるいは防災訓練、避難訓練みたいなことはどの学校でもやっていますよねという話と比べたときに、二千何件というのはちょっと桁が違うんじゃないのかなというふうに思います。

これは別に批判をしようとしているんじやなく

て、法務省が自力で法教育の充実を頑張りたいと幾ら思つても、人的な資源自体も数が限られていくわけです。

なおかつ、法教育は、小学校の先生は社会科まで全教科やつているかもしれないけれども、例えれば中学、高校の理科系の先生は、大学の一般教養では勉強したかもしれないけれども、それを子供に教えるといったって、自分の専攻とは全然遠いところだし、なかなか簡単じゃないというのは間違いないわけです。

そうすると、これはお答えは要らないけれども、提案ですけれども、例ええば弁護士とか、あるいは司法書士さんは数がかなりいるわけですよ。

た。そのかわり、例えば裁判官や検事になる場合はもちろんだけれども、弁護士の場合でもやはり社会貢献をしなきやならないということが、ある意味ではほぼ共通の認識だったわけですね。今でもやはりそういう側面は残っていると思う

ので、例えば弁護士会とか、あるいは司法書士さんとか、そういう皆さんとのところに協力をお願いすれば、教えてくれる人の数は多分二桁ぐらいふえる、人材はあるんじゃないだろうか。それぐらいのことをやらないと、本当に法教育の充実とか法教育の重要性といつても、何か裏づけにならないんじゃないのかなと私は思います。

法教育の重要性というのには本当に重要なところで、それぐらいのことまで含めて、ちょっと踏み込んだ検討をしていただきたいというふうに思いますが、これは何か大臣に感想を言つていたのですが、これは何か大臣に感想を言つていただけなら、感想を言つていただければと思いま

うんですが、これは何か大臣に感想を言つていただけなら、感想を言つていただければと思いま

うですが、これは何か大臣に感想を言つていただけなら、感想を言つていただければと思いま

うですが、これは何か大臣に感想を言つていただけなら、感想を言つていただけばと思いま

うですが、これは何か大臣に感想を言つていただけなら、感想を言つていただけばと思いま

うですが、これは何か大臣に感想を言つていただけなら、感想を言つていただけばと思いま

努めてまいります。」とおっしゃつてゐるんです。

それ以外のことを言つていなくて具体的な技能実習制度とかに入つていて、これだと、要するに、日本経済の活性化に資する場合だけ外国人材を受け入れると受け取れるんですが、そういう趣旨なんですか。それ以外の場合、外国人材を受け入れないんですか。

○井上政府参考人 書き方の表現の問題の御指摘も含めてと思いますが、こここの真意につきましては、外国人材の受け入れが日本経済の活性化に資する場合に限るものではなくて、その所信の真意は、特に重点的に取り組むべき施策について述べたところでございます。

少し敷衍させていただきますと、これまでと同様二〇一六におきましては、例えば高度外国人材の受け入れ等の施策が盛り込まれておりますので、これらを踏まえて所信として申し上げたところでございます。

さらに、本年六月に閣議決定された日本再興戦略二〇一六におきましては、例えれば高度外国人材の受け入れ等の施策が盛り込まれておりますので、これらを踏まえて所信として申し上げたところでございます。

○枝野委員 だから、日本経済の活性化のために外国人材を受け入れることがあることは全然あつていいと思うんですが、何か、それ以外は受け入れないんだとられたって仕方がないような大臣所信になつてゐると思います。

それから、まさに先ほど採決された技能実習制度について、と大臣所信で述べられているんではないんだとられたって仕方がないような大臣所信になつてゐると思います。

確認になりますが、技能実習制度とは、日本経済の活性化に資する外国人材の受け入れとして受け入れるんですか。違いますよね。

○井上政府参考人 お答えいたします。

御指摘のよう、技能実習制度は、日本経済の活性化に資することを直接目的とするものではございません。

ただ、技能実習生の受け入れも外国人材受け入

れの一形態でございますので、その項目には書かせていただいております。

法案にも明記しておりますように、技能実習制度は、開発途上地域等への技能移転を通じた国際貢献のための制度でございます。そして、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」と明記したことからも明らかのように、外国人労働者の受け入れによる日本経済の活性化を目的とするものではございません。

○枝野委員 そうなんだろうなど、読もうと思えば読めないことはないかも知れないけれども、先ほどの訟務機能の充実の話のところにしても、法務省、これは別に大臣が鉛筆をなめて書いたわけじゃないでしょ。やはり、事務方がつくったものをベースに、大臣が御自分の御意向を入れてどうが大臣所信でしょ。自分で原稿をつくったものじゃないものは基本的に読まない派である私も、大臣所信は、当時役所の皆さん方がつくったものに筆を入れましたよ。

それを、法務省の文章がこういうラフなことでいいのか。まさに、法務関連の日本語というのは、論理的につきつと説明がついて、読めば、誰が読んでも違った意味でとられることがないようにして、そのため接続詞の使い方とかなんとかして、私も三十年ぐらい前、さんざん言われましたよ。

それを、法務省でこういうのが出てくるというのは、ちょっと大丈夫かな、日本の霞が関。霞が関が優秀なのは僕は物すごく認めてるし、頑張つていただきたいことは評価するので、そこがこういううラフな日本語を使っている、しかも法務省の方、ちょっと心配になります。

百歩譲って言えば、先ほどの「日本経済活性化に資する外国人の受け入れの促進に努めてまいります。」で、これとは別にとか、これとともにとか、やはり接続詞が入らないと、これは日本経済の活性化のための技能実習制度だととられても仕

方がないんじゃないかと思います。

ここが本質的な問題ともつながってくるんですが、ここから先は多分、法務省の政府参考人には答えられないと思います、大臣か、政府にお答えいただきたいんです。

外国人材を受け入れることが日本経済の活性化にどうつながると考えておられるのか。因果関係を具体的に説明していただきたいと思います。

○金田国務大臣 ただいま、因果関係いかんという御質問でございます。

我が国経済の活性化によつて経済が成長するこれが我が国の幸せにつながる、そういうことが期待できるものではないかということを、将来の国民の幸福につながるということが期待できるので、それが結構なんですよ。どうして外国人材を受け入れたら経済成長につながるんですけどと聞いてるんです。現在の状況に加えて、将来の幸せにつながる、我が国経済の活性化によつて経済が成長していくことが将来に向けての国民の幸せにつながるということが期待できるのではないかと考えております。

○枝野委員 経済成長することが幸福につながる、それは結構なんですよ。どうして外国人材を受け入れたら経済成長につながるんですけどと聞いてるんです。

○金田国務大臣 経済成長するところでも、私はこの国会から法務委員会に戻ってきたので、前国会での議論でも多分こういつたところは大分議論になつたと思うんですけども、とにかく、低賃金労働者が国内で不足をしている、それを補うための外国人材の受け入れということをここで意味しているわけではない、これでいいですね。

○金田国務大臣 私は、そこまでを想定して申し上げたわけではありません。

○枝野委員 大変いい御答弁をいただけたというふうに思つています。

更問いをしようと思つていましたが、国内での人手不足とか、特に中間から低賃金の人たちが人手不足であるといつところを補うために外国から労働者を受け入れるということをすれば、日本の労働者を受け入れるといつことをすれば、日本のもともと国内に住んでいらっしゃる方の職を奪うことにもなるし、あるいは、そういうことで労働市場の需給関係が緩むと、賃金が低く抑えられる方向になる。本来上がつていくべき、需給がタイトになれば賃金が上がりづいくわけですから、それがむしろ下振れをする要因になる。結果的に、日本人あるいは今日日本に住んでいる人たちの幸福につながらない。

したがつて、労働者不足であるとか、あるいは特に低賃金労働者の不足のために外国人を受け入れるということは、これは理念的には、リベラルな政策の方向性からいえ、理想論からすればありかもしれないけれども、日本に住んでいる方の経済の状況、社会の状況を考えたら私はすべき

知識を持つている、そういう方が日本で研究する、日本にある日本企業の研究所で研究していたり、そこで何か新たなものを生み出して、新たな付加価値を生み出していくだく、それは日本経済の成長につながるだろうと思います。

○金田国務大臣 やはり、我が国経済にインパクトを与える、質的な面でもインパクトを与えております。

○枝野委員 技能実習の制度のところでも、私はこの国会から法務委員会に戻ってきたので、前国会での議論でも多分こういつたところは大分議論になつたと思うんですけども、とにかく、低賃金労働者が不足をしてるからそれを補うために外国から入つてもらう、それを、今局長がおつしやつたような建前だから、その抜け道として技能実習制度を使う。こんなことはあつちやいけないし、最初に大臣がおつしやられたとおり、日本経済の成長に資するとすれば、高度人材、それについては資することの因果関係は私も納得できるけれども、一般的労働者あるいは低賃金労働者については、それが今日日本に住んでいる人たちの幸せにつながるかどうかということがくらいえば、私は甚だ疑問ですから、法務省が入管行政の観点から相当頑張つて、常に、人手不足だからどんどん外国人、安いのを入れて何とかさせてくれよという必ずこういう二一ツはありますから、それに対してもしっかりと抵抗していただきたいと申し上げて、質問を終わります。

○鈴木委員長 次に、山尾志桜里君。

○山尾委員 山尾志桜里です。

少しだけ久しぶりに法務委員会に戻つてしまひました。そして金田大臣、先日の予算委員会では、残りあと一分というところで議論におつき合つながら、このように考えております。

○枝野委員 それをお答えいただきたかったのでは、私は、そこまでは全く同意見です。

高度な人材、特別な技術、技能を持っている、良いたた部分を、しっかりと丁寧に議論をおつき

○井上政府参考人 お答えいたします。

我が国における外国人労働者の受け入れの基本的な方針は、専門的、技術的分野のものについては積極的に受け入れる、そうでない分野のものについては、さまざま要素を検討しながら、特に国民的なコンセンサスの形成でありますとともに意識しながら、政府全体で検討していくべき課題だ、そのように考えております。

○金田国務大臣 ただいま政府参考人から答弁いたとおりであります。

合いをいただければというふうに思つております。よろしくお願ひいたします。

まず、復習からですけれども、お手元の資料一

をござんください。平成十九年の新司法試験短答

式、マル・バツ、記号式ですね、この公法系科目

第十三問でござります。上から二つの片仮名の

ウという文章を見ていただきたいと思います。

「憲法第九条についての政府の解釈によれば、同

条によつて集団的自衛権の行使が禁じられてお

り」というふうで、後に文章が続いています。

このウの文章ですけれども、大臣、お尋ねいた

します。平成十九年当時の答えとして、このウの

文章の正解はマルでしようか、バツでしようか。

○金田国務大臣 ただいま委員御指摘のウの記述

については、試験を実施しました平成十九年当時

の正解として、ウの記載は正しい旨を公表してい

るとして認識しております。

○山尾委員 では、来年の司法試験で全く同じ問

題が出たら、これは正解はマルですか、バツですか。

○金田国務大臣 お答えいたします。

司法試験の問題作成と採点につきましては司法試験委員会に委ねられておりまして、法務大臣として、公表されておりました問題、正解の範囲を超えて司法試験の個々の問題、内容等について所見を申し上げます。

○山尾委員 では、来年の司法試験で全く同じ問題が出たら、これは正解はマルですか、バツですか。

○金田国務大臣 お答えいたします。

司法試験の問題作成と採点につきましては司法試験委員会に委ねられておりまして、法務大臣として、公表されておりました問題、正解の範囲を超えて司法試験の個々の問題、内容等について所見を申し上げます。

○山尾委員 なぜ差し控えることが適切だと考

てているのですか。

○金田国務大臣 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、司法試験の問題作成、採点につきましては司法試験委員会に委ねられております。法務大臣としては、問題及び正解の公表をされております範囲を超えて司法試験の個々の問題、内容等については差し控えさせていただきます。

○山尾委員 委ねているのは大臣だと思いますが、法務大臣、では、なぜ委ねているのですか。

○金田国務大臣 お答えいたします。

法務大臣において、司法試験の個々の問題、内容等について所見を述べることになれば、司法試験委員会が独立的、中立的な立場で問題作成を行つて、その趣旨を損なうおそれがあるわけあります。

したがいまして、法務大臣としては、公表されることは差し控えさせていただきます。

○山尾委員 そのように独立性、中立性を重要だと考えるならば、なぜ、平成十六年に、三条委員会であった司法試験管理委員会をいわゆる八条委員会である司法試験委員会に変えて、独立性を薄めてしまつたのですか。

○金田国務大臣 司法試験のとおり、司法試験法の改正によりまして、平成十六年の一月一日をもつて司法試験管理委員会が司法試験委員会に改組をされております。

法科大学院を中心的な教育機関といつたします新

たな法曹養成制度を整備することに伴いまして、

法科大学院における教育と司法試験との有機的連

携を確保するという観点から、それまでは法曹三

者だけであつた委員の構成を見直して学識経験者

を加えることとしましたほか、所掌事務として、

司法試験等の実施に関する重要な事項について言及することは差し控えさせていただきたいと思ひます。

○山尾委員 なぜ差し控えることが適切だと考

てているのですか。

○金田国務大臣 お答えいたします。

司法試験の問題作成と採点をしておりまして、法務大臣として、公表されておりました問題、正解の範囲を超えて司法試験の個々の問題、内容等について所見を申し上げます。

○山尾委員 私が申し上げたいのは、司法試験管

理委員会の独立性を弱めて、法務大臣のいわゆる

指揮監督下に置きながら、こういった質問を受けたときに答弁を避ける方便として独立性あるいは

中立性ということを使うのはいかがなものかな

うふうに思うわけです。

○山尾委員 お答えいたしました。

司法試験の問題作成と採点をしておりまして、法務大臣として、公表されておりました問題、正解の範囲を超えて司法試験の個々の問題、内容等について所見を申し上げます。

○山尾委員 だんだん繰り返し、壊れたラジオの

ようになつてくるわけなんですかとも、よく法

務委員会で起きる現象なので、さらに頑張りたい

いて言及することは差し控えたいと思います。

○山尾委員 だんだん繰り返し、壊れたラジオの

ようになつてくるわけなんですかとも、よく法

務委員会で起きる現象なので、さらに頑張りたい

いて言及することは差し控えたいと思います。

○山尾委員 そうしたら、受験生の立場に立つてみましょ

う。

法務大臣は、これは司法試験委員会、あるいは

考査委員の独立性に反するから答へられないと言

う。では、受験生、国民、そして国民の代表たる

を見ていただきたいんです。

この文章を見ていただくと、よろしいですか、

えをいただけるんでしようか。司法試験委員会あ

るは考査委員の方に、きちんととしたこういう公

の場で答えていただけく機会、どこにあるんでしょ

うか。

○金田国務大臣 先ほども申し上げましたが、司

法試験の問題作成、採点、これは司法試験考査委員に委ねられておりまして、法務大臣としては、

公表されている問題、正解の範囲を超えて司法試験の個々の問題の内容等について言及することは

差し控えさせていただきたいと思います。(発言する者あり)

○山尾委員 質問に答えていません。(発言する者あり)

○鈴木委員長 速記をとめてください。

○山尾委員 もう一度、山尾さん。

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

○山尾委員 もう一度質問いたします。

○鈴木委員長 〔速記中止〕

○山尾委員 もう一度、山尾さん。

○鈴木委員長 これは、過去問を公表しているわけですよね。

○山尾委員 ですね。憲法九条が集団的自衛権の行使を禁じてゐるか否かという大論点についての政府の解釈を聞いています。

○山尾委員 政府の解釈についてなので、政府の責任ある一

員に聞かなければなりません。政府の一員として

この司法試験を所管しているのは、まさに法務大臣たる金田大臣であります。したがつて、答えて

いただきたいと思います。

来年の司法試験で同じ問題が出たら、この文章

はマルですか、バツですか。

○金田国務大臣 ただいまの御指摘に対しましては、司法試験の問題作成、採点、これは司法試験

は、司法試験の問題作成、採点、これは司法試験

考査委員に委ねられておるところであります。

そこで、新たに設置する司法試験委員会につき

ましては、このようない審議会機能に着目して、國

家行政組織法第八条の審議会として設置されたものであります。

○山尾委員 私が申し上げたいのは、司法試験管

理委員会の独立性を弱めて、法務大臣のいわゆる

指揮監督下に置きながら、こういった質問を受けたときに答弁を避ける方便として独立性あるいは

中立性ということを使うのはいかがなものかな

うふうに思うわけです。

○山尾委員 お答えいたしました。

司法試験の問題作成と採点をしておりまして、法務大臣として、公表されておりました問題、正解の範囲を超えて司法試験の個々の問題、内容等について所見を申し上げます。

○山尾委員 そうしたら、受験生の立場に立つてみましょ

う。

法務大臣は、これは司法試験委員会、あるいは

考査委員の独立性に反するから答へられないと言

う。では、受験生、国民、そして国民の代表たる

私たちは、どこで、誰に、この質問についての答

えをいただけるんでしようか。司法試験委員会あ

るは考査委員の方に、きちんととしたこういう公

の場で答えていただけく機会、どこにあるんでしょ

うか。

○金田国務大臣 先ほども申し上げましたが、司

法試験の問題作成、採点、これは司法試験考査委員に委ねられておりまして、法務大臣としては、

公表されている問題、正解の範囲を超えて司法試験の個々の問題の内容等について言及することは

差し控えさせていただきたいと思います。(発言する者あり)

○山尾委員 質問に答えていません。(発言する者あり)

○鈴木委員長 速記をとめてください。

○山尾委員 もう一度、山尾さん。

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

○山尾委員 もう一度質問いたします。

○鈴木委員長 〔速記中止〕

○山尾委員 もう一度、山尾さん。

○鈴木委員長 これは、過去問を公表しているわけですよね。

○山尾委員 ですね。憲法九条が集団的自衛権の行使を禁じてゐるか否かという大論点についての政府の解釈を聞いています。

○山尾委員 政府の解釈についてなので、政府の責任ある一

員に聞かなければなりません。政府の一員として

この司法試験を所管しているのは、まさに法務大臣たる金田大臣であります。したがつて、答えて

いただきたいと思います。

来年の司法試験で同じ問題が出たら、この文章

はマルですか、バツですか。

○金田国務大臣 ただいまの御指摘に対しましては、司法試験の問題作成、採点、これは司法試験

は、司法試験の問題作成、採点、これは司法試験

考査委員に委ねられておるところであります。

そこで、新たに設置する司法試験委員会につき

ましては、このようない審議会機能に着目して、國

家行政組織法第八条の審議会として設置されたものであります。

○山尾委員 私が申し上げたいのは、司法試験管

理委員会の独立性を弱めて、法務大臣のいわゆる

指揮監督下に置きながら、こういった質問を受けたときに答弁を避ける方便として独立性あるいは

中立性ということを使うのはいかがなものかな

うふうに思うわけです。

○山尾委員 お答えいたしました。

司法試験の問題作成と採点をしておりまして、法務大臣として、公表されておりました問題、正解の範囲を超えて司法試験の個々の問題、内容等について所見を申し上げます。

○山尾委員 そうしたら、受験生の立場に立つてみましょ

う。

法務大臣は、これは司法試験委員会、あるいは

考査委員の独立性に反するから答へられないと言

う。では、受験生、国民、そして国民の代表たる

私たちは、どこで、誰に、この質問についての答

えをいただけるんでしようか。司法試験委員会あ

るは考査委員の方に、きちんととしたこういう公

の場で答えていただけく機会、どこにあるんでしょ

うか。

○山尾委員 委ねているのは大臣だと思います

が、法務大臣、では、なぜ委ねているのですか。

○金田国務大臣 お答えいたしました。

うに承知をしております。

したがつて、司法試験委員会において司法試験

考査委員に検討を依頼することとなると思いま

す。

○山尾委員 そうすると、今大臣は、当時の答え

として疑義が生じたらという答弁をされましたけ

れども、今私が問題にしているのは、来年同じ問

題が出たら、これからと言つてもいいです、答え

が変わっているんじゃないですか。それについ

て、この疑義について、これも司法試験委員会に

検討を命じていただける、検討を要請していただ

ける、そういうふうに承つてよろしいんですか。

○金田国務大臣 お答えします。

将来の問題につきましては、みずからその時点

で考えていただく問題にならうかと思います。

○山尾委員 ちょっと私、今のをそしやくできな

いんですけども。当時はマルだったと。そして

法務大臣は、今度出たらマルかバツかは答えられ

ないと。これだけ政府の責任で不安定な状態に置

かれているリスクを、なぜ受験生が自分のリスク

で引き受けなきゃいけないんですか。そのときに

自分で考えると。それはちょっと承服できないと

私は思いますよ。

大臣、言つたらいいんですよ。これは変わった

んだから、政府の解釈。これは政府の統一見解だ

と思いますよ、変わったと。今のが見解では

は、この憲法九条について、集団的自衛権の行使

が禁じられているというこの文章についての評価

は変わったんですよ。当時は禁じられている、マ

ルでした。今は、少なくとも一部禁じられないな

思いますよ。大臣、これはおっしゃったらいかが

ですか。

○金田国務大臣 先ほど御指摘のありました質問

といいますか当時の試験問題につきまして、その

中身につきましては、この法務委員会で私どもの

方からお答えする話であるかどうか、私は、ほか

の内容まで含めて、それはほかの委員会での……

(山尾委員「どこでやるの」と呼ぶ)いや、内容につ

いて申し上げております。

私は、その質問に出てくる九条の扱いについて

は、法務大臣は憲法の解釈を内閣を代表して申し

上げる立場にないというのは御存じのとおりだと

いうふうに思つております。そういう中で、先ほ

ど申し上げております司法試験委員会の考査委員

に将来のことについては、その段階でお感じに

なるその部分を御相談いたくということを先ほ

ど申し上げたんですが、その中身について申し上

げれば、そういうふうに私は申し上げたいと思いま

ます。

○山尾委員 大臣、憲法というのは法務省の所管

でしよう。法務省のホームページに憲法の意義が

書いてあるじゃないですか。日本国憲法は、自由

で公正な社会を築き、支えていく上で重要な国家

と個人あるいは個人相互の基本的なあり方を国民

自身が定めたものであり、私たちにとっては身近

いのか、これについて答えていただけませんか。

○金田国務大臣 平和安全法制につきましては、

内閣提出法案として成立をしたものであります。

○山尾委員 平和安全法制につきまして、当然

に合憲の法律であるという立場にあることは申し

上げるまでもないところであります。

○金田国務大臣 もっとも、平和安全法制につきましては、法務

省が所管するものではありません。その内容に立

ち入つて、憲法との適合性についてこれ以上の答

弁をする立場にはないことを御理解いただきたい

と思います。

○山尾委員 結局、以前に出した正しい答えが変

す。その中で、憲法の行政権としての一般的解

釈、これについては内閣がお答えすることになり

ますが、その場合に、法務大臣は内閣を代表する

守る立場にあります。そして、憲法を遵守しま

か。これに答えるのは法務大臣しかいないの

です。だから聞いております。答えてください。

○金田国務大臣 将來の質問の件について私から

答弁することは不適切だと思います。

○山尾委員 これまで、安保法制の議論の中で、

岸田外務大臣も、安倍総理も、横畠法制局長官

も、全員が口をそろえて、今回の安保法制には集

団的自衛権の行使が含まれる、こういう答弁をし

ているわけです。その中で、法務大臣はそのこと

に答えないわけですね。

では、この答えが変わった可能性があるのかな

いのか、これについて答えていただけませんか。

○金田国務大臣 私たちは、公務員として憲法を

守る立場にあります。そして、憲法を遵守しま

す。その中で、憲法の行政権としての一般的解

釈、これについては内閣がお答えすることになり

ますが、その場合に、法務大臣は内閣を代表する

立場にはないものであるということは御理解をい

ただきたい。

そして、お尋ねの、法務省の所管事項と関係な

い、わざわざあるやなしやについても答えるな

い。でも、今の大臣の答弁を前提とすれば、あの

成立した安保法制は当然合憲である、九条にも反

していません。その安保法制の中に集団的自衛権

の行使が一部含まれていることは明白であります。

したがつて、大臣の答弁を前提とすれば、これ

は、現在の政府の見解によれば、まさに、集団的

自衛権の行使は、現在、憲法の九条では禁じられ

ていない、したがつて、答えは変わったというこ

とを言つているのではないですか。

○金田国務大臣 先ほど私の方から答弁したとお

りでありますて、それ以上ではありません。

○山尾委員 これは答えるべきだと思いますよ。

でどうか。大臣以外に答える適格者がどこにいるでしょうか。

もう一つお話し申し上げます。今大臣は、将来

のことには答えるないとおっしゃつておられます。

それでは、もう一つ、私の方から疑義を提起

したいと思います。実はこの第十三問、現在の政

府答弁を前提にしたら、平成十九年時点でも正解

はバツだった余地があるのでないですか。

今から申し上げます。

例えば、中谷大臣は、我が党の小西洋の議員か

らの質問に対してこのように答えています。

小西さんがこのように質問している。「限定的

な集団的自衛権を行使するということは、昭和四

十七年政府見解のいわゆる基本的な論理①、②に

現に含まれていると、法理として含まれている」

「昭和四十七年政府見解を作つたときに、作った

当時から法理として含まれている、こういう理解

でよろしいですか。」と中谷大臣に尋ねています。

それに対して、中谷大臣は極めてシンプルに、

明確にこう答えている。「これは、」まさに基本的

論理でございますので、含まれているということ

でござります。」と。昭和四十七年当時から集団的

自衛権の行使を認める論理が九条に含まれてい

る、こういうことを中谷大臣はおっしゃつており

ます。

つい最近、十月五日の予算委員会、我が党の舟

山議員が同様のことを安倍総理に尋ねています。

「基本的な論理として同盟国に対する外国からの

武力攻撃も読める」んだと、四十七年解釈ですね、

「そういった理解でよろしいですか。」と。総理も

これに対して同じく、「この基本論理の中にはこ

れは含まれているということござります。」こう

答弁なされています。

もう一つ申し上げましよう。我が党の小西議員

が、横畠法制局長官にこのように質問しています。

ごめんなさい、これは紙をコピーすればよかつたけれども。小西さんはこういうふうに質問

しています。「同盟国、我が国でない他国に対する外國の武力攻撃ということをここに概念的に含

まれるというふうに考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということでおろしいですね。」と。

これに対して、横畠長官は大変おもしろい答弁をされている。「同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでござります。」と。

昭和四十七年の政府見解そのものからそのような解釈、理解ができる、集団的自衛権の一部行使が含まれていたと解釈、理解ができる、そして自分はそれに気づいた、同様に気づいていた者、考えていた者がいたかどうかは自分は存じない、こういう答弁であります。

大臣、伺います。

横畠長官の言う同様に考えていた者、同様に気づいていた者、実は四十七年見解の中に既に集団的自衛権の行使が一部含まれているんだと気づいていた者が受験生の中にいたら、この文章に対しての答えはバツになるんじやありませんか。

○金田国務大臣 先ほど申し上げましたか。

○金田国務大臣 先ほど申し上げましたが、平成四十七年当時の正解についても答弁したとおり

として、御指摘の第十三問の記載は正しい旨を公表しております。それ以上の集団的自衛権の解釈につきましては、私は答える立場には

ありません。

○山尾委員 これは大臣、安保法制のときの現政

権のへ理屈を前提とすると、平成十九年の答えを撤回し、合格者を見直すしかないんですよ。この

問題は二点なんですね。二点で人生が変わるもの。もう一回言いますけれども、六回落ちている私が言うんだから間違ひありません。一生をかけているんです。

もしこの答えを撤回しないというなら、あの安

保法制の議論のときの政府のへ理屈を撤回するしかないんです。どっちかです。私は、もちろん求めるのは後者ですよ。平成十九年当時、あの四十

七年見解の中に集団的自衛権の行使が一部含まれています。(山尾委員「だめだ、だめだ、質問に答えていません。質問できません」と呼ぶ)

○鈴木委員長 速記をとめてください。

も真理としてはいるのです。

大臣、どうか撤回しなきゃならない。どうか

を撤回されますか。

○金田国務大臣 先ほど申し上げましたが、平成十九年当時の正解については答弁したとおり

として、法務省が所管するものでないことを御理解願いたいと思います。

そして、試験を実施した平成十九年当時の正解

として、御指摘の第十三問の記載は正しい旨を

公表しております。それ以上の集団的自衛権の解

釈につきましては、私は答える立場にないものと

考えております。

○山尾委員 最初に伺いました。平成十九年当時の正解として、マルだと考えていたと。それに対する

づいて、私は今、疑義を提示いたしました。

○金田国務大臣 もしこれから先、何もしないというのであれば、今この場で大臣が、その疑義に対し

て論理的にそれを払拭できなければなりません。

今この時点で、大臣の答弁で、実はあの時点か

ら、今の政府の見解を前提とすれば、當時からバ

ッた余地があるのではないか、この疑義は誰

がどう見ても払拭されておりません。したがつ

て、大臣、残りの時間でこの疑義を払拭していた

ゞだつか、あるいは、さつき大臣自身がおっしゃつ

たように、疑義が生じたときは参考委員に検討を

依頼すると。

○山尾委員 この問題について、大臣、検討を依頼するべき

ではあります。この問題について、大臣、検討を依頼するべき

根拠を持つて疑義を申し上げています。それを受けて、今、疑義が生じたんだから、検討を命じて

くださいと、当たり前のこと私はお願いをして

いるだけです。

○金田国務大臣 検討を命じてください。どうですか。

○鈴木委員長 とめてください、もうあと少ししかないんで

す。

○鈴木委員長 今、準備していますから。

○金田国務大臣 委員会の中立性、公正性から、

試験内容については法務大臣が意見を申し上げるべきものではない。そして、一般論として、疑義

〔速記中止〕

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

○金田国務大臣 先ほど申し上げましたように

平成十九年当時の正解については答弁したとおり

であって、疑義が生じては考えておりませ

ん。

そして、一般論としてなんですが、司法試験の

正解について後に疑義が生じた場合には、司法試

験委員会において司法試験参考委員に検討を依頼

することとなり、その結果、仮に司法試験参考委

員が試験当時の正解として誤りであったと判断し

た場合には正解を訂正することになる、こういう

ふうに受けとめております。

○山尾委員 大臣、今のは余りに不誠実だ。疑義

が生じていいないとよく言い切れますね。

今まで大臣は、確かに、そんな疑いを考えたこ

ともなかつたと思いますよ。でも、それなりに私

この場で、疑義が生じるに値するぐらいの質問内

容はしたつもりです。疑義が生じていないとおつ

しやるなら、払拭してください。

○金田国務大臣 御指摘があります第十三問のウ

については、疑義が生じていないというのは、こ

れまで受験者等から公表した正解が誤つているな

どの申し出はなかつたものと承知をいたしております。

○山尾委員 だから、今、私がこの場で、相当の

根拠を持つて疑義を申し上げています。それを受けて、今、疑義が生じたんだから、検討を命じて

くださいと、当たり前のこと私はお願いをして

いるだけです。

○鈴木委員長 とめてください。どうですか。

○金田国務大臣 余りにも不誠実な答弁だと思いま

す。私がこの場で、それなりの根拠をもつて疑義を申し上げました。それに対して、大臣、委員会

に検討を命じればよいではありませんか。

○山尾委員 そしてもう一つ。これは委員会と関係なく大臣

にしか答えられないと思いますけれども、平成十

九年当時、政府の見解としては、憲法九条の中に

集団的自衛権の行使が既に一部認められていた、

これが、今の安保法制の議論の前提とする、現政

権の見解ではないですか。それに対して、大臣は

あるときは訂正を検討することになると思いま

す。

○山尾委員 今、伺います。

私が今、疑義を訴えました。現時点で、法務大

臣、疑義はあるんですか、ないんですか。後で検

討させてくれ、そういうことなんですか。

もしここで疑義が生じていないと突っぱねる

だつたら、政府の統一見解は、もうあの当

時にありますよ。政府の統一見解は、もうあの当

時から、昭和四十七年見解の中に既に集団的自衛

権の行使を一部認めるというその考え方が含まれ

ていたんだ、そういうことですから。

政府統一見解を求めたいと思います。いかがで

すか、大臣。(発言する者あり)

○鈴木委員長 速記をとめてください。

○鈴木委員長 〔速記中止〕

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

○金田国務大臣 金田法務大臣。

○金田国務大臣 疑義があるか否かについても、

司法試験委員会が判断するものというふうに考え

ております。(山尾委員「いや、変わったじゃない

ですか」と呼ぶ)

○鈴木委員長 〔速記中止〕

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

○金田国務大臣 金田法務大臣。

○金田国務大臣 疑義があるか否かについても、

司法試験委員会が判断するものというふうに考え

ております。

○鈴木委員長 〔速記中止〕

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

○金田国務大臣 金田法務大臣。

○金田国務大臣 お答えいたしますが、現時点で

は、司法試験委員会が疑義を抱いているとは承知

をしておりません。

○鈴木委員長 〔速記中止〕

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

○金田国務大臣 金田法務大臣。

○金田国務大臣 委員会の中立性、公正性から、

試験内容については法務大臣が意見を申し上げる

べきものではない。そして、一般論として、疑義

があるときは訂正を検討することになると思いま

す。

○金田国務大臣 金田法務大臣。

○金田国務大臣 委員会の中立性、公正性から、

試験内容については法務大臣が意見を申し上げる

べきものではない。そして、一般論として、疑義

があるときは訂正を検討することになると思いま

す。

○金田国務大臣 金田法務大臣。

○金田国務大臣 委員会の中立性、公正性から、

試験内容については法務大臣が意見を申し上げる

べきものではない。そして、一般論として、疑義

があるときは訂正を検討することになると思いま

す。

○金田国務大臣 金田法務大臣。

○金田国務大臣 委員会の中立性、公正性から、

試験内容については法務大臣が意見を申し上げる

べきものではない。そして、一般論として、疑義

違う内容の答弁をされています。だつて疑義がないといふんだから。当時にさかのぼって、今もマルだとおっしゃるんだから。しつかりこの点について、私は政府統一見解を求めたいと思います。

大事なことです。  
平成十九年当時、集団的自衛権の一部行使が憲法九条の中に既に基本的な論理として認める余地があつたのか、なかつたのか。それについて政府統一見解を求めます。

そして、これに連動する形で、平成十九年当時この問題の解答として、マルだつたという解答に疑義が生じていますので、それに対してきつと司法試験委員会に検討を命じることを強く求めます。

理事会で協議していただきたいと思います。  
○鈴木委員長 この件につきましては、後日理事会で協議します。

○金田国務大臣 先ほどから申し上げておるんですけども、現時点では、司法試験委員会が疑義を抱いているとは承知しておりません。

それから、もう一点。平和安全法制については、法務省が所管するものではありません。中身について申し上げております。その内容に立ち入つて、この議論についてこれ以上の答弁をする立場にないことは御理解をいただきたい、このよううに思つております。

○山尾委員 法務大臣も閣僚の一員ですから。そしてこれは、憲法九条が集団的自衛権の行使を認めているのかどうかという、まさに基本的かつ重要な事項ですから。

そして、最後伺いますけれども、現時点で疑義がある、というふうに理解していない、司法試験委員会がそのように把握していない、そんなことをおつしやいましたけれども、それを、しつかり疑義が生じたということを把握して委員会に命じるのは、まさに大臣の仕事です。委員会に伝えてください。いかがですか。

○金田国務大臣 疑義につきましては、委員会において判断されるべきものと考えております。私

が検討を直接命ずることは、委員会の中立性、公正性に影響を及ぼすおそれがあると思います。

加えて、平和安全法制につきましては、内閣提案として成立をしたものであり、内閣の一員である法務大臣としては、当然に合憲の法律であるという立場にあることは以前申し上げたとおりでありますし、法務省は、その中身、平和安全法制について所管するものではなくて、その内容に立ち入つてこれ以上の答弁をする立場にないことを御理解いただきたいと思います。

○山尾委員 これで終わりにします。きょうは時間が来ております。

全く理解できないというか、私はこれを理解してはいけないと思うんですね。大臣、やはり、無理が通れば道理が引っ込むような、そういうことが起きる世の中で、法務大臣はしつかりと道理を体を張つて守る立場にあると思います。そういう役割を果たしていただきたいというふうに思つんです。

したがつて、やはりこの憲法九条の問題について、今大臣がおっしゃることを前提にすると、疑義が生じていないとはつきりおつしやつたから、疑義が生じていないというんだつたら、当時から

そんなものは、集団的自衛権の一部行使は基本的な論理の中に含まれていないのだと、そうであれば、それは私はすばらしい答弁だと思う。今のが府のへ理屈から独立した、法務大臣の見識ある答弁だと思います。そういう趣旨だと受けとめてよろしいんですか。

○金田国務大臣 私が申し上げてまいりましたのは、あくまで現時点での司法試験委員会が疑義を把握していないということを申し上げてきたのであります。

○山尾委員 理事会でのしつかりとした検討と、大臣、続きをやつていきました。

ありがとうございました。  
○鈴木委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 信州長野の井出庸生です。

○大臣、今の山尾委員の質疑なんですが、司法試験委員長

験を受けたことのない私でも極めて明確な質疑だつたと思います。

内閣の一員、閣僚として、政府がこれまで答弁したことについてどうお考えになるのか。そしてまた、司法試験の中立性ということもあるかと思

いますが、何よりも司法試験の問題の疑義、これは、その当時の司法試験受験生だけでなく、司法試験の過去の問題に疑義があつて、それを現時点で把握していない、そなかわし続けることは、こ

れから司法試験を受ける、今勉強している皆さんも、これが国会で議論になつて、憲法解釈、政府解釈が変われば問題の答えは変わらのかなど。で

は、そのときにどこに問い合わせせらいいんだろう

うなと。

総理大臣や横畠さんは政府見解だけを述べて、司法試験のことについては、恐らくお二方は語らわれることはないと思います、所管外だと思います。内閣の一員として、それから司法試験、大事な法務行政に係る、その両方を負つている金田法務大臣にしか解決できないから再三申し上げていることだと思いますが、大臣、それでもまだかわ

り続けるんですか。ちょっと答弁を求めます。

○金田国務大臣 委員の御質問にお答えします。

仮に法務大臣が司法試験の個々の問題内容等について所見を述べることになれば、司法試験考査委員が独立的、中立的な立場で問題作成等を行うという趣旨を損なうおそれがあります。

したがつて、法務大臣としては、公表され

る問題及び正解の範囲を超えて司法試験の個々の問題内容等について所見を申し上げることは差し控えさせていただきます。

○井出委員 山尾委員がここまで四十分近くにわたりしてきた議論というのは、大臣として司法試験について所見を述べることは今おっしゃられた、でも法務大臣、政府の一員としては少なくとも政府見解に答える義務はあると思いますし、そういうやりとりをずっとやつてきて、山尾委員は、だつたらその司法試験の委員会にきつと検討するように申し上げたらどうかと、その大臣の

お立場も十分に酌み取つた上で御提案なんですが、そもそもそのいずれにも答えていないと言わざるを得ませんが、いかがですか。

○金田国務大臣 私は先ほどから申し上げております。平和安全法制の内容について、この平和安全法制は法務省が所管するものではありません。その内容に立ち入つて、憲法との適合性について把握していない、そなかわし続けることは、こ

れ以上の答弁をする立場にはないことを御理解願いたいと思います。

○井出委員 所管ではないとはいえ、内閣の一員で、閣議にもお出になつていると思います。政

府の理屈を言えば、昭和四十七年の政府見解から今のお見解で來ているんだ、そういうことであります。だから、大臣が言いたくても言えない胸のう

ちもわからぬでもないんですけれども、でも、我々はそこも十分理解をして、山尾委員はそこも理解をして、解決の場として司法試験委員会に検討をしていただくのがよいのではないかと。これ

は極めて現実的なものだと思いますよ。

違つた答えをしないで、そのことについて検討が

必要かどうか、きつと答えていただきたいと思

います。

○金田国務大臣 現時点では、先ほども申し上げました、司法試験委員会が疑義を抱いているとは聞いておりません。そして、司法試験委員会において疑義を認めたら検討されることと思います。

法務大臣としては、検討を命じることは委員会の独立性を損なうおそれがあると考えております。

○井出委員 山尾委員のきょうの法務委員会の質問、それからさきの予算委員会の最後の一分間、あれがなければ、現時点で疑義は生じていないと

言われても、それはそうだなど私も思いますが、十分な疑義を提示されたと思いますし、山尾委員の質疑を司法試験の委員の方が見ていくかどうか

わかりませんが、恐らく、さような質疑を受けられかしら間接的には伝わると思いますが。これは、当時の司法試験受験者だけの問題には

決してとどまらないと思います。政府が大きく政府解釈を変える、変えておきながら変えたとは言わない、そういうことが出てきたときに、ではどうしたらしいんだろうと。ここで所管外だ何だとやりとりが平行線をたどることは、それは政府と野党の立場もあると思いますが、この問題はやはり受験生に対する影響、何よりも司法試験の方そのものが問われる大きな問題だと思います。その認識はあります。

○金田國務大臣 御指摘の第十三問ウについて、当時のウについて、これまで受験者等から、公表した正解が誤っているという申し出はなかつたものと聞いております。

○井出委員 これまで受験者等からそういう申し出はなかつたと。きょうの十一時以降からの質問で、その受験者等の等に山尾委員と私が入るかどうかわかりませんが、十分その申し出に近い疑義を提示させていただいております。

これは、私が司法試験を受けたことのない人間のレベルに落とし込んで心配したとしても、やはり将来、政府の政策決定、これまでの解釈変更があつたときには、受験生は一体どこで勉強したらいいんだ。受験生だから、それは正解をとりたいですよ、きちんと、あらかじめ正解をとれるように勉強したいですよ。それに対してやはりきちんと応えていくために、これは象徴的な事例だと思いますよ。これをそのまま放置していたら、司法試験といふのも何だか白だか黒だかはつきりしないんだな、そう思われてしましますよ。

大臣、いかがですか。

○金田國務大臣 何度も申し上げているんですが、疑義については委員会において、委員会といふのは先ほどから申し上げております司法試験委員会において判断されるべきものであります。

私がこの委員会の場でその司法試験委員会の判断にかわって疑義を認めたり、論じたりするべきものではない、このように考えております。

○井出委員 大臣が、旧大蔵省ですか、いらっしゃつて、お若いときに司法試験を志すお気持ち

が一瞬たりとも、もしかしたら司法試験にするか官僚になるかというような思いも、何と言つたつて公のためにですから、あると思うんですけれども。

きょうの議論で、山尾委員の指摘というものは、大臣のお立場で答弁書をいろいろ御検討いただいているのはわかるんですけども、私はこれは、山尾委員と私、政党が違つても、山尾先生の言つてることは一定の筋が通つていると思いますけれども、そうじやありませんか?私はこれだけは、山尾委員のお話に加えて、私の答弁もぜひ加味して御質問いただければありがたい、このように思つております。

○井出委員 大変残念というか申しわけないんでですが、やはり大臣の答弁が山尾委員の質問に正面からお答えをいただいていないと私は思はざるを得ないので、重ねてのお願いをしているんです。

では、政府の政策と司法試験と、これからどうしていくんですか。政府の政策、大きな変更があった、解釈が変わった、そういうときに、司法試験との整合性を一体どうやってとつていつたらいいのか、受験生は何を頼りに勉強したらいいのか。これは本当に司法試験の根幹にかかわりますよ。

法務大臣のお立場でいろいろ述べられておりますればども、司法試験の根幹に対しても責任をとれるのは法務大臣なんぢやないでしょうか、どうぞ

しようか。

○金田國務大臣 試験の性質上、事後の事情の変更によって試験実施当時の正解が変更されるものではない、このように考えております。よろしいですね。

○井出委員 今、当時の正解が事後の事情の変更によつて変わることはないとおつしやつたんですね。

○金田國務大臣 一般論として申し上げているの

であつて、試験というものはそういうものではないでしょか。その時点での、試験実施当時の正解、そういうものを問題にするものであろうかと私は思います。

○井出委員 当時の正解を大事にするというのは、確かに司法試験に限らず検討されるべきことだと思いますが、きょう問われているのは、まず、金田大臣が今おっしゃつた事後の事情の変更なんですけれども、この問題について、事後の事情の変更、つまり政府が政府見解を変えた、そのことをお認めになつた上で、では当時の問題、疑惑があるかさかのぼるか、今大臣おっしゃるよう

にいや、でも当時のことだから正解とすべきだと思つしやるか、その議論が一つです。  
あと、そもそも山尾先生が申し上げてきたのは、この政府見解は昭和四十七年からのものなんでしょう、事後の変更などないのでしょう。ですから、事後の事情の変更のあつたなしや、そもそもなんぢやないかと。そのことについていづれもお答えをいただいておりませんが、改めてお答えいただきたいと思います。

○金田國務大臣 ただいまの第一点目は、そこまで私は申し上げおりません。

そして、第二点目については、何度も申し上げ

下さい。

私は地元選挙区、十七の市町村がありまして、そこにいろいろと聞いてみたんですけど、それが

きょうお配りしている結果でございまして、ずらつと、読んでいただければわかるんですが、結構、旧姓使用の明文規定がないですか、旧姓で働くという発想がなかつたですか、半数以上の市町村は、発想がない、明文規定がないというようなことを、私が電話でいろいろお話を聞いたところに答えておりました。

きょう特に私が問題にしたいのは、この中ほどにR町といふところ。ここは、「旧姓で働くといふ発想がなかつた」申し出が実際に起つた場合に検討したい。これは役場の職員の話。その下、教育委員会に、では、学校の先生はどうですかと。ここで「職員の旧姓使用について、取り扱つてある」ところまでは答えたんですけども、「本人の申請にて期限付きで認めている」と

ますけれども、この問題は司法試験の受験生といふ特定個別の皆さんにかかる重大な問題でありますので、このことはしっかりと今後の議論を続けて、きちっとした整理、見解というものを求めていただきたいと思います。

では、私の質問の方に入りたいんですが、ちょっと、あと五分ぐらいしかないのかな。

まず、きょうお配りした資料を紹介するところにとどめたいと思いますが、先日に統いて、結婚された方の旧姓の使用でございます。

前回の議論で、裁判官も旧姓の使用が認められていけるけれども判決文の起草はできない、果たしてこれで裁判官の旧姓使用は認めていると言つていいのかという問題を提起し、きょうは地方公務員についてちょっと伺いたいのですが。

先日総務省が来てくれまして、国家公務員の旧姓使用については平成十三年に通知を出していると。その後、総務省に聞いたら、その通知は各都道府県には伝わつて、都道府県から各市町村に伝えていただきましたよ。お願いをしてありますというの

がお答えでした。

私は地元選挙区、十七の市町村がありまして、そこにいろいろと聞いてみたんですけど、それがきょうお配りしている結果でございまして、ずらつと、読んでいただければわかるんですが、結構、旧姓使用の明文規定がないですか、旧姓で働くという発想がなかつたですか、半数以上の市町村は、発想がない、明文規定がないというようなことを、私が電話でいろいろお話を聞いたところに答えておりました。

きょう特に私が問題にしたいのは、この中ほどにR町といふところ。ここは、「旧姓で働くといふ発想がなかつた」申し出が実際に起つた場合に検討したい。これは役場の職員の話。その下、教育委員会に、では、学校の先生はどうですかと。ここで「職員の旧姓使用について、取り扱つてある」ところまでは答えたんですけども、「本人の申請にて期限付きで認めている」と

これはどういうことかと申しますと、先生が結婚されて名字が変わった、ただ、その先生は例えは学校の何か、担任をやつてある、そういうときにちょっと生徒が困っちゃう、困惑したらいけないから年度内は旧姓でいてくれ、しかるべきことが済んだら戸籍名に変えてくれと。

旧姓使用というものは、私の地元長野県においては、個人の尊重と働きやすい職場環境のためにといふことで、長野県が通知をつくって取り組んでいる。それは政府も大いに結構だと言つていただけると思うんですけれども、学校の先生が、期限つきは旧姓でいいよ、だけれども年度がかわったらやめてよと。そうすると、では、例えば、私は結婚した人と同じ姓を名乗りたいということがあつても、ちょっと待つてくれ、年度内は旧姓にしておいてくれ、そんなことも起りかねない。

これは本当に、旧姓使用が広く認められるようになってきた、実情としてそう認められていて、旧姓使用といふものはないものだと受けとめていいのかなど、大変疑問を持つ一つの事例なんですが、大臣から見解をいただきたいと思います。

○金田国務大臣 まず、地方公務員についてでございますが、これは法務省の所管外でござります。したがつて、お答えは差し控えたいと思ひます。

一方で、一般論として、旧姓の使用が認められないために女性が強いられる社会生活上の不便といふものを解消していく上で、旧姓の通称使用が認められる場面というものが広がっていくことは望ましいことではないかなというふうには考えております。

○井出委員 私も最近までは大臣と同じ考えで、広がつていくことが望ましいと思っていましたが、旧姓の使用というのは、前にも申し上げましたとおり御本人の選択によるのですから、広がつていて使用者がふえればいいかというと、そうでもないと思うんですね、希望しない人がいると思いますので。逆に、数は少ないだけれども、選択をしたいという人が妨げられるような旧

姓使用の広がり方であつては、それは逆にまた大きな問題があるのではないか。

ですから、きょうお尋ねしたいのはやはりこの委員会で議論すべきと我々がお願いしてきている選択的夫婦別氏の問題なんですかけれども、反対している方は今までおりやつていただければいいし、賛成している方だつて、一つの氏を名乗りたといふ人は多數いるかも知れないけれども、使う人は本当に少ないのである。今、女性のうち九五%は夫の氏を名乗るというような状況があると聞いています。選択的夫婦別氏が法制化されたらもっと減るかも知れないんですけども、それでもその制度が担保されているということが、一つこの問題については大事なんぢやないかな。

旧姓使用で何とか耐えしのいでいくのか、人數は少なくなつても構わないけれどもきちっとそういうのかなと、大変疑問を持つ一つの事例なんです。大臣から見解をいただきたいと思います。

○金田国務大臣 ただいまのようなお話を伺つておりますと、貴重な委員の御意見をいただいておられたという思いで聞いておりました。旧姓使用についてこういう議論をさせていただくのも大事なことがあります。したがつて、お答えは差し控えたいと思ひます。

一方で、一般論として、旧姓の使用が認められないために女性が強いられる社会生活上の不便といふものを解消していく上で、旧姓の通称使用が認められる場面というものが広がっていくことは望ましいことではないかなというふうには考えております。

○井出委員 私も最近までは大臣と同じ考えで、広がつていくことが望ましいと思っていたんですが、旧姓の使用というのは、前にも申し上げましたとおり御本人の選択によるのですから、広がつていて使用者がふえればいいかというと、そうでもないと思うんですね、希望しない人がいると思いますので。逆に、数は少ないだけれども、選択をしたいという人が妨げられるような旧

姓使用の広がり方であつては、それは逆にまた大きな問題があるのではないか。

きょうの法務委員会の質疑、やりとりは非常に緊張感のあるやりとりで、特に枝野委員が大臣の所信を読んで、法律的な用語、文言の使い方といふのはいかに厳格にせねばならないかといふことを非常に強く勉強させてもらいました。あるいは、法制度というものの、しっかりと過去も将来も見据えてきちっとした対応をしておかないと、思われほころびが出てしまい、それが取り繕うことなどはできないようになるおそらくもあるというふうに私は認識しておられますねといふことでも感じさせてもらいました。

私は残念ながら法律を大学で専門的に勉強した人間ではありません。しかしながら、理科系の学生で、いわゆる科学的思考といいましょうか、これについては随分と自分なりにも勉強したつもりでおりますけれども、法律の立場を離れて科学的思考という観点から見ても、きょうの先ほどの山尾委員とのやりとりは完全に議論が食い違つてゐる、論理が破綻しているというふうに思われるを得ないのです。

それで、大臣に、私からも先ほどのことを受けた御質問させていただきますけれども、この間の国会議論によつて、昭和四十七年以降、我が国においては一部といえども集団的自衛権の行使といふものは認められていたんだということです。

そして、選択的夫婦別氏制度の法制化についての考え方であれば、これは長い間さまざまな御意見が国民の間でも出てきておると思うんです。單に婚姻時の氏の選択にとどまらず、夫婦の間に生まれてきます子の氏の問題を含めて、やはり我が国の家族のあり方に深くかかわる問題である、このように受けとめておりまして、この問題につきましては、国民的な議論の動向を踏まえながら、慎重に対応していく必要があるのではないか、このように考えております。

○井出委員 次回は、これにかかるさまざまなものであります。したがつて、この間、日本じゅうを巻き込んで大きな議論が起つた問題であります。それについて、まさに法の元締めである大臣が答えられない、これは法治国家の法務大臣としてあり得べき姿なんでしょうか。

○金田国務大臣 集団的自衛権の件についても憲法の件についても、法務大臣は内閣の一員として内閣の立場と同一であります。したがつて、内閣を代表する立場で法務大臣がお答えすることを差し控えさせていただきたいと思います。

○逢坂委員 私が問うてているのは、内閣を代表して答えてくれと言つてはいるのではありません。法務大臣として、もしこの間の内閣の見解と同じであるというのであれば、同じであるというふうに言つていただければ、それで済むことなんです。

○逢坂委員 大臣、私は、平和安全法制の話を聞いているのではありません。そのことは一言も申し上げておりません。

昭和四十七年以降、集団的自衛権は現行の憲法

九条下においても、一部といえども読み取れるものであるんだというの、が、多分、私の理解する政府の見解であります。それと同じなのですかといふことを聞いているだけです。

○金田国務大臣　ただいまの問い合わせに対しましては、内閣と同一の立場であります。

○逢坂委員　私は、多分そういう言わざるを得ないのが生ずるものがあるというのが先ほど來の議論なんですね。先ほど來の議論です。

そうなると、先ほど山尾委員が指摘をした平成十九年の司法試験、この問題といふのは一体どうなるんでしようか。先ほど大臣は、これも明確に答弁されました。平成十九年の司法試験の問い合わせ十三問のウ、これについては正解であるといふこと、山尾委員は繰り返し繰り返し言つておられます。

もう一回読ませていただきますと、「憲法第九条についての政府の解釈によれば、同条によつて集団的自衛権の行使が禁じられており、」こういう設問になつていて、これはマルですか、バツですかといふことを聞いたわけです。そうしたら、大臣は、これについては明らかにマルですというふうにおっしゃつたわけです。

ところが、政府の見解では、昭和四十七年以来、現行憲法九条下において集団的自衛権の行使容認は読み取れるんだというの、が、四十七年以降の二つとの見解であるといふふうに言つてゐるわけです。これは、法律を知らない私が聞いても、あれ、これはおかしくないですかと。だから疑義があるということを言つておられるわけです。

この二つに、大臣、疑義はないんでしようか。

○金田国務大臣　試験を実施しました平成十九年、当時の正解として、今おっしゃられたように、御指摘の第十三問、ウの記載は正しい旨を公表しておるところであります。

それ以上の集団的自衛権の解釈につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、答える立場にはありません。それと同様の答弁をされたよう、平成十九年の司法試験以降、事後の事情の変更によって何らかの変更があるのだとするならば、十九年の答えといふのは変わらないと言つてもいいと思うんですよ。

だけれども、四十七年以降、解釈は変わっていなといふのが政府の統一見解でありますから、司法試験の問い合わせが正解、マルということをいんですか、ここに疑義は生じないんですかといふことなんですね。

あるにもかかわらず、それでは、十九年のこの司法試験の問い合わせが正解だとおっしゃつておられる、これが政府の統一見解であります。これは法の解釈でも何でもないんです。

私は、先ほど大臣が答弁されたように、平成十九年の司法試験、この問題といふのは一体どうなるんでしようか。先ほど大臣は、これも明確に答弁されました。平成十九年の司法試験の問い合わせ十三問のウ、これについては正解であるといふこと、山尾委員は繰り返し繰り返し言つておられます。

もう一回読ませていただきますと、「憲法第九条についての政府の解釈によれば、同条によつて集団的自衛権の行使が禁じられており、」こういう設問になつていて、これはマルですか、バツですかといふことを聞いたわけです。そうしたら、大臣は、これについては明らかにマルですといふふうにおっしゃつたわけです。

ところが、政府の見解では、昭和四十七年以来、現行憲法九条下において集団的自衛権の行使容認は読み取れるんだというの、が、四十七年以降の二つとの見解であるといふふうに言つておられるわけです。これは、法律を知らない私が聞いても、あれ、これはおかしくないですかと。だから疑義があるということを言つておられるわけです。

この二つに、大臣、疑義はないんでしようか。

○金田国務大臣　試験を実施しました平成十九年、当時の正解として、今おっしゃられたように、御指摘の第十三問、ウの記載は正しい旨を公表しておるところであります。

私は、先ほどから申し上げましたよ。

○逢坂委員　大臣、私は、話によく聞いていただけなんですね。私は委員会に意見を述べてくれとか、そういうことは一言も申しておりません。事實を二つ並べただけなんですね。

昭和四十七年以降、日本の国においては憲法九条下において一部といえども集団的自衛権を読み取ることができたんだ、だから、この間解釈の変更はないんだという事実。片や一方で、大臣もおっしゃつた、平成十九年の司法試験において、集団的自衛権の行使は認められないんだといふふうに言つておられるのが正解であるといふ事実。この二つの事実は不突合ではありませんかと私は聞いておるだけなんです。司法試験委員会が決めるんだ、認めるんだということを司法試験委員会が決めるんだ、認めるんだといふふうに思ひます。

私が聞いておるのはそつではないんです。單純な話なんですね。

○金田国務大臣　何度もお答えいたしております。

○逢坂委員　私は、先ほどから申し上げましたよ。

内閣提出法案として成立した法制については、内閣の一員である法務大臣として当然に合憲の法律であるという立場にあることは申し上げるまでもないところであります。

加えて、法務省が所管するものでない点については、その内容に立ち入つてこれ以上の答弁をする立場に私がないことを御理解願いたいと思います。

○逢坂委員　非常に残念なんですね。私は平和安全法制のことを聞いておるわけでもありません。司法試験の中身に立ち入つて、司法試験委員会に何だかんだと言つてくれといふことを言つておるだけなんですね。

二つの事実を並べただけです。昭和四十七年以降、現行憲法九条下において、一部といえども集団的自衛権の行使は読み取れるんだといふ事実。統一見解といふ事実。そして、平成十九年の司法試験において、集団的自衛権の行使容認は、現行憲法下において、政府の見解によればそれは認め

ば、一部といえども集団的自衛権なるものは認められていたんだという政府の統一見解。ところが、十九年の司法試験では、現行憲法下では政府の解釈によれば集団的自衛権は認められないといつておる。単純にこの二つを比較したら不整合、不突合になるんではないですか、そのことにについて大臣はいかがお考えですかと聞いておるだけです。これは法の解釈でも何でもないんです。法の解釈でも何でもない。ただ私が今言つたことを聞いて、この二つにはそこがございませんかと言つているんです。

それについてもお答えいただけないなんだつたら、これは議論になりませんよ。

四十一年以降ずっと、集団的自衛権の行使容認は一部といえども読み取れるんだ、これが政府の統一見解。ところが、十九年の司法試験は、政府の解釈によれば同条によつて集団的自衛権の行使が禁じられている、これは大臣は正解だとおっしゃつておられる。単純な話なんですね。

これは、なぜ疑義が生じないんでしょうかね、これで。

○金田国務大臣　先ほども申し上げました。

法務大臣としては、試験の内容とその試験については、司法試験委員会に中立の立場であること前提に委ねておられるわけであります。そういう中で委員会に検討を命じるということは、意見を述べることは、中立性、公平性の観点から適切でないと考えております。

○逢坂委員　大臣、私の話をよく聞いていただきたいんです。私は委員会に意見を述べてくれとか、そういうことは一言も申しておりません。事實を二つ並べただけなんですね。

昭和四十七年以降、日本の国においては憲法九条下において一部といえども集団的自衛権を読み取ることができたんだ、だから、この間解釈の変更はないんだといふ事実。片や一方で、大臣もおっしゃつた、平成十九年の司法試験において、集団的自衛権の行使は認められないんだといふふうに言つておられるのが正解であるといふ事実。この二つの事実は不突合ではありませんかと私は聞いておるだけなんです。司法試験委員会が決めるんだ、認めるんだといふふうに思ひます。

私が聞いておるのはそつではないんです。單純な話なんですね。

○金田国務大臣　何度もお答えいたしております。

○逢坂委員　私は、先ほどから申し上げましたよ。

内閣提出法案として成立した法制については、内閣の一員である法務大臣として当然に合憲の法律であるという立場にあることは申し上げるまでもないところであります。

加えて、法務省が所管するものでない点については、その内容に立ち入つてこれ以上の答弁をする立場に私がないことを御理解願いたいと思います。

○逢坂委員　非常に残念なんですね。私は平和安全法制のことを聞いておるわけでもありません。司法試験の中身に立ち入つて、司法試験委員会に何だかんだと言つてくれといふことを言つておるだけなんですね。

二つの事実を並べただけです。昭和四十七年以降、現行憲法九条下において、一部といえども集団的自衛権の行使は読み取れるんだといふ事実。統一見解といふ事実。そして、平成十九年の司法試験において、集団的自衛権の行使容認は、現行憲法下において、政府の見解によればそれは認め

られないんだということは正しいとする事実。この二つの事実にそぞ、食い違いはございませんかということを聞いているだけなんですよ。

それなのに、平和安全法制はどうとか所管外であるとか、これぐらいも答えられないんだたら、こんなもの議論になんかなりませんよ。

この二つに食い違いがないかどうかだけお答えいただければ十分です。

○金田国務大臣 何度もお答えして恐縮でござりますが、集団的自衛権そして平和安全法制については、内閣の一員である法務大臣として、当然に内閣と同一の立場にあることは申し上げるまでもありません。

そして、しかしながら、法務省が所管でない内容についてはこれ以上の答弁をする立場にないことを、今まで申し上げたこと以上のことを答弁することは、私としては申し上げることはできないことを、ぜひとも理解していただきたいと思います。

○逢坂委員 大臣、それでは、これからも所管でないことについては答えない、そういう姿勢をお持ちになるという理解でよろしいでしょうか。

○金田国務大臣 私が申し上げたいのは、法務大臣として所管事項についてはきちつと答えてまいりたい、このように思っております。

○逢坂委員 集団的自衛権の行使、これは憲法にかかる問題であります。大臣の所管の中に憲法も入っているかというふうに認識はしておりますけれども、集団的自衛権の行使、憲法に関連して一言も答えられない根拠を述べてください。

○金田国務大臣 今まで申し上げてまいりましたことからおわかりのように、憲法の一般的解釈については私の所管事項ではありません。

○逢坂委員 きょうの法務委員会、私は非常に重要な転機になると想います。私どもこれまでずっと疑問に思っていたことが一気に噴き出したような感じがいたします。無理をして後づけで、解釈が変わっていないとか、本当は解釈を変えたのにそういうふうに言っているところびが一気に

噴き出たような気がします。

きょうは、ほかの質問もする予定でしたけれども、残念ながらできませんでした。お集まりいただいた事務の方々皆さんにはおわび申し上げたいと思思いますけれども、法治国家日本として、この問題は私は大変重要な問題だと思いますので、これからも丁寧に、激高することなく、優しく質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、畑野君枝君。

○畑野委員 日本共産党的畑野君枝です。

さきの通常国会において成立したヘイトスピーチ解消法について、まず質問をいたします。

こちらの本は、「ヘイトスピーチ解消法」成立の経緯と基本的な考え方」というものでございました。参考議院法務委員会の皆さんの御尽力で出版されました。もちろん衆議院でも当委員会で質疑が行われまして、それぞれの委員の皆さんの質疑も紹介をされております。この一冊で本当にしっかりとわかることのできる、大事な本だと思います。

十月十四日の所信表明におきまして、金田法務大臣は、「さきの通常国会で成立しました本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、関係機関とも連携しながら、人権啓発活動等の施策に適切に取り組んでまいります。」とおっしゃいました。

ヘイトスピーチを根絶していくために、金田法務大臣の御決意を伺いたいと思います。

○金田国務大臣 委員ただいま御指摘になりましたへイトスピーチの解消についてお答えを申し上げます。

特定の民族や国籍の人々を排斥するような差別的言動はあつてはならないもの、このように受けとめております。その重みを込めたへイトスピーチの解消に向けた法律が六月三日に施行されたわけであります。

これを踏まえまして、法務省の人権擁護機関で

は、ヘイトスピーチは許されないこと、そして、このできました法律が施行されたことをあわせて国民一般に向けて周知、広報をしておりますし、このほか、相談体制の整備 啓発活動など、その解消に向けた取り組みをより一層推進していきた

【委員長退席、古川(禎)委員長代理着席】  
○畑野委員 金田大臣からお話をございました。

これまでヘイトデモを繰り返してきた排外主義的団体が法案成立に挑戦するかのように告知した

六月五日の川崎市川崎区での日本の浄化デモに対して、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえて、川崎市が公園使用許可を認めず、横浜地裁川崎支

部が、人格権の侵害として、在日コリアンの集住地区、川崎区桜木に向かうヘイトデモを禁ずる仮処分決定を行いました。それでも、排外主義的団体は、川崎市内で場所を変えて、次は中原区で強行しようとしていたところ、多くの市民が抗議する中で、ヘイトデモは中止になりました。

警察は、デモを許可はしましたが、抗議に集

まつた市民に対して排除することはありませんでしたし、法務省も、「ヘイトスピーチ、許さん」と広告宣伝車も用いてヘイトデモ現場周辺で啓発活動を行いました。

きょうのお手元の資料、これは、その当日、六月五日に法務省が出された大型街頭ビジョン、JR川崎駅、そして、川崎市平和館前の広告宣伝車

というところでございます。費用の関係で一日だけだったと、いうことでありますけれども、そういう取り組みもしていただいたんです。

私も、ヘイトデモ告知日が法施行直後だったと

いうことで、法の趣旨を伝えてヘイトデモを何と

かとめさせたいと、川崎警察署、中原警察署にも申し入れに伺いました。当日も、現地に行きました

ヘイトデモ中止の呼びかけを市民の皆さんと一緒にに行いました。ヘイトスピーチ解消法が成立して、それが根拠となつて、司法、行政、地方自

治体が動いたわけです。

ヘイトデモ中止直後には、参議院法務委員会で参考人として勇気を持って被害の実情を訴え、共生社会実現の先頭に立ってこられた在日三世の崔江以子さんが、十一月、一月のヘイトデモで受けた絶望がきょう皆さんと一緒に希望で上書きされましたと報告されました。ヘイトデモ主催者に連絡先を記した手紙を手渡したと述べて、対話を

もつて和解の地平に立って、ヘイトスピーチをとめていただきたいと呼びかけたことに本当に私は涙が出る思いでいた。

本法は大きな一步ですが、終着点ではあります。ヘイトスピーチを根絶するために、一層国会

でも力を尽くす必要があります。

お配りしている資料の一枚目をごらんください。

そうやつて勇気を持つて訴えておられる崔江以子さんに対して、ユーチューブやツイッターなどインターネットでの被害が後を絶たず、けさの検索数では、ヤフーで五十四万三千件、動画は一万四千四百件にも上つております。

「ごらんいただきますと、顔写真入りで、「嫌なら即刻出てけ」、名前を書いて、「私たちちは、朝鮮人が一人残らず出て行くまで、じわじわと真縄で首を絞めてやる」と言われている! わかつてるじゃないか!」、こういう卑劣な書き込みが行われております。それだけではありません。崔江さんのお手元の資料、これは、その当日、六月五日

月五日に法務省が出された大型街頭ビジョン、JR川崎駅、そして、川崎市平和館前の広告宣伝車

ということでございます。費用の関係で一日だけだったと、いうことでありますけれども、そういう

取り組みもしていただいたんです。

私も、ヘイトデモ告知日が法施行直後だったと

いうことで、法の趣旨を伝えてヘイトデモを何と

かとめさせたいと、川崎警察署、中原警察署にも

傷つき被害を受けているのか、そのことを思うと私も胸が苦しくなります。

伺いたいんですけども、きょう崔江以子さん

も傍聴に来られておりました。法が施行され、ヘイトデモも中止になり、希望を持ったのもつかの間、また被害に遭つてどん底に突き落とされる、

こういった事態に對して、どう対処していくんですか。このようなことを放置していいわけがないで

はありませんか。いかがですか。

〔古川 権〕委員長代理退席、委員長着席

○萩本政府参考人 個別の事案についてはお答えを差し控えますけれども、委員御指摘のとおり、インターネットでは情報が容易に拡散すること、一旦拡散しますとその消去は極めて困難であることなどから、インターネット上における個人のプライバシー侵害、名誉毀損などは被害が重大となるおそれがある、人権擁護上看過できない問題と認識しております。

法務省の人権擁護機関におきましては、個人に対するインターネット上の誹謗中傷などで被害を受けたという御相談を受けた場合には、人権侵犯事件として立件して調査を行い、その結果、プライバシー侵害や名誉毀損といった人権侵害に該当すると認められるときは法務局がその情報の削除をプロバイダー等に要請するなど、適切な対応に努めているところでございます。

○畠野委員 実はこのハイトスピーチ解消法に係る本の中でも、日本から出ていけという言動が、第二条で言つてある「地域社会から排除すること」に該当するかどうかというクエスチョンがあります。そして、それに対して、法案の提案者、発議者は、当然それも入ってくると答弁しているんですね。嫌なら即刻出でつけ、これは明白なハイトスピーチですね。どうですか。

○萩本政府参考人 個別の書き込みなどがいわゆるハイトスピーチに当たるかどうかにつきましては、その書き込みあるいは発言がされました状況、前後の文脈などによって当然判断されるべきことになりますので、ちょっとと一概にお答えは差し控えたいと思います。

○畠野委員 立法の趣旨はそういうことですから、一般的な人権侵害ではなくて、ハイトスピーチを解消するという法律をつくったわけですから、その立場でしっかりといくことが必要だと思います。

それで、伺いますけれども、この崔さんのインターネットでの被害に関して、本当に苦しい、助けてほしいという訴えなんです。附帯決議の中

で、「インターネットを通じて行われる本邦外出

身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誇張する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること」が盛り込まれております。

法務省、少しお話しになりましたが、法務省にももう少し詳しく伺いたいのと、あわせて総務省に伺います。どのような施策や対策を附帯決議に基づいて行われているんでしょうか。

○巻口政府参考人 ハイトスピーチを含むインターネット上の違法有害情報への対応をいたしましたへイトスピーチ対策法の趣旨を踏まえ、法務省などと連携しながら普及啓発を行うなどを通じます。

総務省としましては、本年六月に施行されましたへイトスピーチ対策法の趣旨を踏まえ、法務省などと連携しながら普及啓発を行なうなどを通じます。

して、プロバイダー等によるインターネット上のへイトスピーチの解消に向けた取り組みを促してまいりたいと思っております。

○畠野委員 大臣にもう一回お尋ねしたいんですけれども、本当に苦しんでいる方の訴えを、資料を含めて御紹介させていただきました。現実に被害がある、そして、そこに希望としてハイトスピーチ解消法が施行された。ですから、本当にこれが解消するという立場で具体的に進めていただきたくと思うんです。そのことを、被害に遭われている方に、大丈夫だよ、国がしっかりとやりますよ。法務大臣がその先頭に立つて積極的に行動を起こしますよという御決意をぜひお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○金田国務大臣 ただいま畠野委員から具体的に説得力を持つて御指摘があったことは、本当に私たちも重く受けとめて、このハイトスピーチの解消に向けた法律が施行されたことを踏まえて、しっかりとその取り組みを、相談体制の整備とかあるいは啓発活動など、一層頑張っていきたいな、こういう思いを持ちました。

○畠野委員 金田大臣、ぜひお願ひいたします。

ハイトスピーチ解消法を根拠にしてできること

は、まだまだこれからたくさん出てくるわけですか。ですので、ハイトスピーチを根絶するという

法の趣旨に基づいて、国としても確固とした姿勢を示しながら、より実効性のあるものにしていただきたいということを重ねて要望してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、司法修習生のことについて質問い合わせました。

司法修習手当の創設についての御要望が出されております。経済的な支援ということがこの間議論されてきたと思います。

何よりも、二〇一五年の六月三十日に、法曹養成制度改革推進会議において、法務省は、最高裁判所等との連携協力のもと、司法修習生に対する経済的支援のあり方を検討するという方針を決定いたしました。

そして、ことしの一〇一六年六月二日には、閣議決定、いわゆる骨太の方針で、司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実強化を推進すると言われ、さらに、八月一日の閣議決定、未来への投資を実現する経済対策では、「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化等の推進」と、この問題に取り組むことを決定しております。

推進会議決定から既に一年以上たっているわけですが、そのことを、被害に遭われている方に、大丈夫だよ、国がしっかりとやりますよ。法務大臣がその先頭に立つて積極的に行動を起こしますよという御決意をぜひお伺いしたいと思います。具体的にどのように推進していくのか、その時期は一体どうなのか、あわせて大臣の御認識を伺います。

○金田国務大臣 法務省といたしましては、法曹の経済状況調査といったさまざまの調査を実施しております。と同時に、法曹養成制度改革連絡協議会といった場を通じて、必要な連絡や御相談をしておるわけであります。

ただいま御指摘のありました、例えば骨太の方針、あるいは経済対策、あるいは法曹養成制度改革推進会議決定に基づきまして、そしてまた言及されてきたことを踏まえて、最高裁とも連携協力

をしながら引き続き検討をしていきたい、このようを考えている次第であります。

ただ、司法修習生に対します経済的な支援のあり方というものは、制度改革推進会議決定に掲げられた方針のとおりであります。現時点において、一定の結果を踏まえながら検討すべきというところがございますので、現時点において、一定の結果を出す時期についてお答えを申し上げることは極めて困難であるという状況も御理解をいただきたい、こう思っております。

○畠野委員 本当に、一刻も早くという声が上がっているんです。ですからこいつ質問をさせたいだけいたんだです。

十月十一日に、院内で、修習手当の創設を求める院内意見交換会が開催されました。代理出席を含めて、国会議員百人以上も参加をしておりました。私も出席して、発言をさせていただきました。

その中で、司法修習生に対する給費制の復活を求めるビギナーズ・ネットの若者から、次のような発言がありました。それにつきましては、お手元の資料の中に、三枚目は緑のカラーのですが、先ほど言つた、国との間の経緯ですが、その次の四枚目です、ごらんください。

左の方、今年度司法試験に合格した男性は、八年かけて勉強し、司法試験に受かったものの、大学、法科大学院と奨学金を借り、七百万円近くの借金があります。さらに貸与金を加えると、借金は一千万円近くになります、一千万円という借金を返済できるのか、頭の中では既に借金の返済でいっぱいですと述べました。

また右側の方ですが、法学部三年生の女性は、朝四時に起きてアルバイトをしながら勉強していましたが、精神的に余裕をなくし、勉強に集中できなくなつてしましました。今ある借金を返済できることのないのが正直不安です、私を始め法律家を目指す大学生はさまざまな不安を抱えています。

このように、法曹志願者が経済的な不安を抱えざるを得ない制度では法曹界に有為な人材が集ま

らない、国としても大きな損失であると考えるわけです。

金田法務大臣に伺いたいのですが、このような集会が開催されている、そして、経済的不安を訴える当事者の方がいらっしゃる、きょうはビジネス・ネットの方は水色のTシャツを着てこちらで、大臣もいろいろとお会いになられていると思思いますけれども、こうした当事者の声、どのように受けとめられていらっしゃいますでしょうか。

○金田国務大臣 委員御指摘のように、司法修習生の経済的負担について、さまざまな御意見、そして具体的な御意見があることは承知をしております。そうした意見を、ただいまも御披露いただきましたが、真摯に受けとめているところありますし、そういう状況を御理解いただきたいと思います。

○畠野委員 意見を聞いていらっしゃる、そして、真摯に受けとめて対応していらっしゃるふうな御答弁だったと思います。

最後に伺いたいのは、司法試験の志願者が年々減少している、それから、実際に司法試験に合格したのに司法修習生を断念する若者がふえているということです。

そもそも、日本国憲法施行と同時に給費制導入したというのはなぜかといふと、基本的人権の擁護、正義の実現の役割を担う法曹養成のために必要不可欠な制度であると判断をされて、だから法曹を国家が養成し、給与を支払うということだつたわけです。

修習手当の創設ということを皆さん求めていらっしゃいます。これは喫緊の課題だと思います。この修習手当を直ちに実現して、次の修習生から行うべきではないか、皆さんはそのことを強く求めていらっしゃるわけですねけれども、金田大臣、いかがでしょうか。

○金田国務大臣 畠野先生は非常に熱いお心を持っています、司法修習生の経済的支援を直ちにとります。御指摘でござります。

司法修習生の経済的支援のあり方を、現在、法曹養成制度改革推進会議決定に掲げられたさまざまなもの踏まえながら検討していくことが大事だと思っておりますので、その方についても種々の意見もございますし、こうした内容が考えられると思いますので、現時点で特定の方向性を示すということは困難である。

しかしながら、法務省としては、その会議決定に基づいて、先ほど御指摘の骨太の方針や経済対策も踏まえて、最高裁判所などの組織とも連携協力をしながら、引き続き検討を重ねていきたいとは思っております。

○畠野委員 大臣がおっしゃったように、会議決定からもう一年以上経過しているということでは、もうそろそろ結論を出していただきたいとだと思います。

先ほど御紹介した修習生の話なんですが、司司法修習を辞退しようかどうか真剣に悩んでいるんですというふうにおっしゃっているんです。ですから、これは本当に待ったなしです。国の大きな予算から比べればこれは直ちにできるといふうにも言われているわけですから、司法修習手当の創設を、本当に若い、これから日本の担うるに沿っては無期または五年以上の徴役、このようになっております。もちろん、このような形で、強姦致死傷罪の方が強姦罪よりも重いものとなつて、私の質問を終わります。

○鈴木委員長 次に、木下智彦君。

○木下委員 日本維新の会、木下智彦です。

本日もお時間をいただきまして、ありがとうございます。といいまして、きょうはもう二十分この委員会はおくれていてるということなので、皆様お量の時間ですので、なるべくさつと終わらせたいなというふうに思つておるんですけども、私の方からは、大臣の所管であります法務に限らせていただきまして質問をさせていただきたいと思います。

ごろの法制審議会等々でも話題になつておりますて、また、マスコミなどでも最近いろいろな事件等々があつて話題になつております強姦罪もしくは強姦致死傷罪といったものについて少し掘り下げていきたいというふうに思つております。

今回、報道等でよく言われているのが、強姦罪は強姦罪の方は今まで親告罪であつて、強姦致死傷罪は非親告罪だというふうなことだつたんであります。強姦罪の方は強姦罪と強姦罪、これは強姦致死傷罪と強姦罪、これも、強姦罪の方は今まで親告罪であつて、強姦致死傷罪は非親告罪だというふうなことだつたんですね。

まず、ちょっと事務の方に教えていただきたいんですけれども、現行の法制上、量刑をそれぞれ教えていただけます。そして、これは差があるというふうに認識しているんですけども、この差がなぜあるのかといったところについても教えていただければと思ひます。

○林政府参考人 まず、強姦罪と強姦致死傷罪の法定刑について申し上げますと、強姦罪は三年以上の有期懲役となつておりますて、強姦致死傷罪については無期または五年以上の懲役、このようになつております。もちろん、このような形で、強姦致死傷罪の方が強姦罪よりも重いものとなつております。

この理由でございますけれども、そもそも性犯罪は、被害者の心身に多大な苦痛を与えるばかりか、その人格、尊厳を著しく侵害する悪質な、重大な犯罪でございます。その上で、強姦致死傷罪となりますが、強姦というそれ自身として重大な法益侵害を伴う犯罪であるということに加えまして、さらに、人の生命身体という重大な法益をも侵害している、このようなことから、その法定刑については次に、時間がないのでどんどん行きます。

強姦罪の加害者と被害者、この定義が知りたいんです。

ちょっととこちらの方で見てみると、行為の対象、十三歳以上の女子を暴行または脅迫を用いて姦淫した場合、もしくは十三歳未満の女子の場合は手段を問わず姦淫をしたことというのが行為の対象になつてゐるというふうに認識しているんですけども、現行法で、これは私の認識で正しいでしょうか。

○林政府参考人 委員御指摘のとおりでございまして、現行法は、女子に対する姦淫という形で構成要件を規定しておりますので、被害者は女子という形になります。

○木下委員 そうなんですね、女子。しかも、こ

の言葉の中にある姦淫という言葉 자체が、私の解釈では、どうやらそれを定義しているようだと。

なぜかというと、ここで詳しいことを余り言うとあれなものかもしませんが、姦淫というのが、女性器に男性器を挿入した時点で成立するというふうになつていてるから。その言葉が姦淫となつていてるから。

今回、そういう形ではないにしても、この今の法律の中で言うと、考えていただきたいんですけれども、特に、特にどうのか、全てを通してそ

うなんでしょうけれども、特に私はちょっと、どうしても心にひつかかりがある。それは、十三歳未満の女子の場合は手段を問わず姦淫した場合、これはやはりおかしいと思うんです。十三歳未満の男子に同じようなことが行われたとしても、これは強姦罪に当たらない、強制わいせつ罪だといふことなんです。

では、この強制わいせつ罪とそれから強姦罪、量刑の差はどれくらいあるんでしょうか。この辺、教えていただけますでしょうか。

○林政府参考人 まず、強制わいせつ罪につきましては、六月以上十年以下の懲役となつております。強姦罪となりますと、三年以上の有期懲役といふことになります。

○木下委員 そうなんですね。この百七十六条、十七条ですか、これは三年以上二十年以下といふように定義されている。ここは違うんです。女子にやられた場合、男子にやった場合、この違いというのが出てくるということ、しかも罪状も違う。これはやはり見直していくべきだと思つて

す。

今回、九月の十二日ですか、法制審議会で答申があつて、大臣の方にもその内容は行つてあるかと思うんですけども、これはぜひ、こういったところもよく見て改正の手続をどんどん進めていっていただきたいんです。そうなれば、こういったところで審議する。恐らく、この中にいらっしゃる方々は、皆さん、今聞いていて、い

や、ちょっとそれはおかしいよね、改正すべきだよねと少しでも思つていただいたと思うんですね。

もう少し時間があるので、その辺を突っ込んで話をしたいんですけども、今回の法制審議会の答申の中に、もう一つあるんですね、さつきの姦淫というところなんです。

姦淫というところの定義を見てみると、先ほどちらつと言いました、女性器に対して男性器が挿入された場合に行爲が発するというふうになつての男の子に同じようなことが行なわれたとしても、こ

れは強姦罪ではなく肛門に挿入されたときの場合は、例えば女性器ではなく肛門に挿入されたときには、例えは女性器ではなく肛門に挿入されたときには、強姦罪は適用されるんでしようか、どうでしょうか。

○林政府参考人 現行法の姦淫というふうな形は、これは姦淫には含まれておりません。

○木下委員 そうなんですね。

私、ちょっと調べてみると、実際に、一般的に

言つてレイプ犯で捕まつた人がいるんです。その人

は、連続して何回もそういった行為を行つてゐる

んですけどけれども、必ず、女性に対して、女性器に

対して挿入しないらしいんです。肛門に挿入しよ

うとする。捕まつても量刑が軽いから、狙つて肛門に

挿入するということを繰り返して、こういう

ことがまかり通つてしまつ。これはやはり防ぐべきだと思うんです。

ここまでお話をさせていただいて、まだ時間が

あるのでもう少し話をさせていただきますが、大臣によくよく考えていただきたい。これも、やは

りすぐ法律改正という形に手を打つていただきたいです。

また、行為者が男性なのか、それとも被害者は女性なのかというふうな話も出てくると思います。ただ、陰茎をというふうにした場合は、これは行為者は男性だというふうに限定されてしまうんじゃないかなと思つてゐるんです。口腔もしくは肛門というふうになれば、被害者は恐らく女性だけになると思うんですけれども、ここは本当にこれが起こそ可能性が高いというのはあるんですけども、ここはもう少し私は踏み込むべきなのでは

ないかといふことが一つ。それから、もう一つは、今ちょっと定義を見ます。姦淫という言葉を、この法制審の内容では性交という言葉で書いてあるんですね。ただ、この性交という言葉にして、その定義は何なのかといふことは、今の話を聞いていてもわかるかと思うんですけども、非常にこれは曖昧になりかねないと思っているんです。

法制審の答申ですから、内容がどうこうというのではなく、ちょっと大臣に最後聞きたいんです。

今後、やはりこういった問題を解消していくなければならぬ。ですから、まずは法制審の答申を真摯に受けとめていただき、速やかにこの改正をしていただきたい。その改正の内容についても、今私が言いましたが、実際にその定義等々に

よつて相対象が変わつてくると思ひますので、その辺を含めて、大臣、どういうふうにこれは変えていくべきだと思っていらっしゃるかといふことをお話ししたいと思うんですけども、ぜひよろしくお願ひいたします。

もしあれでしたら、事務方、先に一言。

○林政府参考人 今委員御指摘の中で、法制審の

答申自体の中で明確になつてることがございま

して、一つは、まず、性交という場合には、これ

までの性交のみならず、肛門性交及び口腔性交

を含む、こういう形で犯罪化することを答申して

おります。したがいまして、これに沿つた形で現

それから、もう一つ、仮に姦淫という言葉を使つた場合に、その場合に必ずその被害者が女子であるということ、これはそうではなくて、今回の答申も、女子に対するといふ部分について、これを外すことを答申しておりますので、いずれに

門とあわせて、口腔内に対し陰茎を挿入した場合というふうな形になつてゐるんですね。ここは、陰茎がどうたらこうたらということによつて

あります。

○木下委員 ありがとうございます。

最後に、もう少しお話しさせていただきます。

というのは、今言つていたところで、事務方の方から言つてはいたと見ます。したがいまして、これ

どちら言つてはいたと見ます。したがいまして、

この辺もしくは肛門なんかについてもですねといふこと

とだつたんですけども、これは被害者側の方は

女子というふうにはならないといふうこと

だつたんですけども、今の状況では、口腔もし

くは肛門等々にも何を挿入するかというところで陰茎となると、行為者、犯罪を犯す人はまだ男性に限られているというふうになるんじやないかなと思うんですね。実際、そういうものでいいのかどうか。

これは海外で、レイプというのは男性であっても女性であっても同じようにアメリカなんかは裁かれたりとかするということがあるので、またおおい教えていただければいいかなと思うんですけども、そういうた部分もう少しカバーできるよう、そういうた法制にしていただきたいなということ。

それからもう一つは、きょう、なぜこの話をしたかというと、やはりテレビ、マスコミ等々では親告罪か非親告罪か、こういったものについてのみクローズアップされているだけでも、実際にはもつと深い話があるんだということをやはり世の中にしつかりと知らせていく、知らしめていくことが重要なんだろう、何でもちよつと話題性のあるところにはかり飛びつくのではなく、そういうこともしつかりやっていきたいとお話しさせていただきました。

○鈴木委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後一時一分散会

◆◆◆◆◆  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 技能実習計画(第八条—第二十二条)
- 第二節 監理団体(第十三条—第四十五条)

### 第三節 技能実習生の保護(第四十六条—第一四十九条)

#### 第四節 補則(第五十条—第五十六条)

##### 第二節 設立(第六十四条—第六十八条)

##### 第三節 役員等(第六十九条—第八十一条)

##### 第四節 評議員会(第八十二条—第八十六条)

##### 第五節 業務(第八十七条—第九十条)

##### 第六節 財務及び会計(第九十一条—第九十一条)

##### 第七節 監督(第九十九条—第一百条)

##### 第八節 補則(第一百一条—第一百二条)

##### 第四章 雑則(第三百三条—第三百七条)

#### 附則

##### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、國等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)。次条及び第四百八条第一項において「入管法」という。その他の出入国に関する法令及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もつて人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)の移転による国際協力を推進することを目的とする。

第二条 この法律において「技能実習」とは、企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習といふ、「技能実習生」とは、企業単独型技能実習生及び団体監理型技能実習生をいう。この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号企業単独型技能実習(本邦の公私機関の外国にある事業所の職員である外国人をいふ。以下同じ。)又は本邦の公私機関との主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私機関の外国にある事業所の職員である外国人が、技管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。)をもつて、これらの本邦の公私機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。)

二 第二号団体監理型技能実習(第一号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。)をもつて、本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。)

三 第三号団体監理型技能実習(第二号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに係るものに限る。)をもつて、本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦における事業所において当該技能等を要する業

4 単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)  
この法律において「団体監理型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号団体監理型技能実習生(第一号団体監理型技能実習を行つ外国人をいう。以下同じ。)

二 第二号団体監理型技能実習生(第二号団体監理型技能実習を行つ外国人をいう。以下同じ。)

5 この法律において「団体監理型技能実習生」とは、次に掲げるものをいう。  
一 第一号団体監理型技能実習生(第一号団体監理型技能実習を行つ外国人をいう。以下同じ。)

二 第二号団体監理型技能実習生(第二号団体監理型技能実習を行つ外国人をいう。以下同じ。)

3 この法律において「企業単独型技能実習生」とは、次に掲げるものをいう。  
一 第一号企業単独型技能実習生(第一号企業単独型技能実習を行つ外国人をいう。以下同じ。)

4 この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。  
一 第一号企業単独型技能実習生(第一号企業単独型技能実習を行つ外国人をいう。以下同じ。)

じ。

三 第二号団体監理型技能実習生(第三号団体

監理型技能実習を行つ外国人をいう。以下同

じ。)

この法律において「実習実施者」とは、企業單

独型実習実施者及び団体監理型実習実施者をい

う。

この法律において「企業單独型実習実施者」と

は、実習認定(第八条第一項の認定)(第十二条第一

項の規定による変更の認定があつたときは、そ

の変更後のもの)をいう。以下同じ。)を受け

た第八条第一項に規定する技能実習計画に基づ

き、企業単独型技能実習を行わせる者をいう。

この法律において「団体監理型実習実施者」と

は、実習認定を受けた第八条第一項に規定する

技能実習計画に基づき、団体監理型技能実習を

行わせる者をいう。

この法律において「実習監理」とは、団体監理

型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団

体監理型技能実習を行わせようとする者をい

う。以下同じ。)と団体監理型技能実習生等(団

体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習

を行わせる者をいう。以下同じ。)との間に

おける雇用関係の成立のあつせん及び団体監理

型実習実施者に対する団体監理型技能実習の実

施に関する監理を行うことをいう。

この法律において「監理団体」とは、監理許可

(第二十三条第一項の許可)(第三十二条第一項の

規定による変更の許可があつたとき、又は第三

十七条第一項の規定による第二十三条第一項第

二号に規定する特定監理事業に係る許可)への変

更があつたときは、これらの変更後のものを(以

下同じ)を受けて実習監理を行う本邦の當利を

(基本理念)

第三条 技能実習は、技能等の適正な修得、習熟

又は熟達(以下「修得等」という。)のために整備

され、かつ、技能実習生が技能実習に専念でき

るようその保護を図る体制が確立された環境

で行われなければならない。

2 技能実習は、労働力の需給の調整の手段とし

て行われてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、

前条の基本理念に従つて、技能実習の適正な実

策を総合的かつ効果的に推進しなければならな

い。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まつ

て、地域の実情に応じ、技能実習の適正な実施

及び技能実習生の保護を図るために必要な施策

を推進するよう努めなければならない。

(実習実施者、監理団体等の責務)

第五条 実習実施者は、技能実習の適正な実施及

び技能実習生の保護について技能実習を行わせ

る者としての責任を自覚し、第三条の基本理念

にのつとり、技能実習を行わせる環境の整備に

努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる

施策に協力しなければならない。

実習生の保護について重要な役割を果たすもの

であることを自覚し、実習監理の責任を適切に

果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる

施策に協力しなければならない。

3 実習実施者又は監理団体を構成員とする団体

は、実習実施者又は監理団体に対し、技能実習

の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために

必要な指導及び助言をするように努めなけれ

ばならない。

(技能実習生の責務)

第六条 技能実習生は、技能実習に専念すること

により、技能等の修得等をし、本国への技能等

の移転に努めなければならない。

(基本方針)

第七条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び

技能実習生の保護に関する基本方針(以下この

ならない。

基本方針には、次に掲げる事項について定め

るものとする。

一 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保

護に関する基本的事項

二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保

護を図るための施策に関する事項

三 技能実習を行わせる事業所の名称及び所在

四 技能実習生の氏名及び国籍

五 技能実習の区分(第一号企業単独型技能实

習、第二号企業単独型技能実習若しくは第三

号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型

技能実習、第三号団体監理型技能実習若しく

は第三号団体監理型技能実習の区分をいう。

次条第二号において同じ。)

六 技能実習の目標(技能実習を修了するまで

に職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第

六十四号)第四十四条第一項の技能検定(次条

において「技能検定」という。)又は主務省令で

指定する試験(次条及び第五十二条において

「技能実習評価試験」という。)に合格すること

その他の目標をいう。次条において同じ。)、

内容及び期間

## 第二章 技能実習

### 第一節 技能実習計画

(技能実習計画の認定)

第八条 技能実習を行わせようとする本邦の個人

又は法人、親会社(会社法(平成十七年法律第八

十六号)第二条第四号に規定する親会社をい

う。)とその子会社(同条第三号に規定する子会

社をいう。)の関係その他主務省令で定める密接

な関係を有する複数の法人が技能実習を共同で

行わせる場合はこれら複数の法人は、主務省

令で定めるところにより、技能実習生ごとに、

技能実習の実施に関する計画(以下「技能実習計

画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出

して、その技能実習計画が適当である旨の認定

を受けることができる。

2 技能実習計画には、次に掲げる事項を記載し

なければならない。

一 前項に規定する本邦の個人又は法人(以下

この条、次条及び第十二条第五項において

「申請者」という。)の氏名又は名称及び住所並

びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 技能実習を行わせる事業所の名称及び所在

四 技能実習生の氏名及び国籍

五 技能実習の区分(第一号企業単独型技能实

習、第二号企業単独型技能实習若しくは第三

号企業単独型技能实習又は第一号団体監理型

技能实習、第三号団体監理型技能实習若しく

は第三号団体監理型技能实習の区分をいう。

次条第二号において同じ。)

六 技能実習の目標(技能実習を修了するまで

に職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第

六十四号)第四十四条第一項の技能検定(次条

において「技能検定」という。)又は主務省令で

指定する試験(次条及び第五十二条において

「技能実習評価試験」という。)に合格すること

その他の目標をいう。次条において同じ。)、

内容及び期間

## 第二章 技能実習

### 第一節 技能実習計画

(技能実習計画の認定)

第八条 技能実習を行わせようとする本邦の個人

又は法人、親会社(会社法(平成十七年法律第八

十六号)第二条第四号に規定する親会社をい

う。)とその子会社(同条第三号に規定する子会

社をいう。)の関係その他主務省令で定める密接

な関係を有する複数の法人が技能実習を共同で

行わせる場合はこれら複数の法人は、主務省

令で定めるところにより、技能実習生ごとに、

技能実習の実施に関する計画(以下「技能実習計

画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出

して、その技能実習計画が適当である旨の認定

を受けることができる。

2 技能実習計画には、次に掲げる事項を記載し

なければならない。

一 前項に規定する本邦の個人又は法人(以下





については、前条の規定を準用する。

## (帳簿の備付け)

第二十一条 実習実施者は、技能実習に関して、主務省令で定める帳簿書類を作成し、技能実習を行わせる事業所に備えて置かなければならぬ。

## (実施状況報告)

第二十二条 実習実施者は、技能実習を行わせたときは、主務省令で定めるところにより、技能実習の実施の状況に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告書の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

## (主務省令への委任)

第二十三条 この節に定めるもののほか、技能実習計画の認定の手続その他この節の規定の実施に關し必要な事項は、主務省令で定める。

## 第二節 監理団体

## (監理団体の許可)

第二十四条 監理事業を行うとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 一般監理事業 監理事業のうち次号に掲げるものの以外のものをいう。以下同じ。)  
二 特定監理事業 第一号団体監理型技能実習又は第一号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行つて事業を運営する者(以下同じ。)  
三 前項の許可を受けようとする者(第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。)は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

## 一 名称及び住所並びに代表者の氏名

## 二 役員の氏名及び住所

## 三 監理事業を行う事業所の名称及び所在地

## 四 一般監理事業又は特定監理事業の別

五 第四十条第一項の規定により選任する監理責任者の氏名及び住所

## 六 外国の送出機関(団体監理型技能実習生にならうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。第二十五条

第一項第六号において同じ)より団体監理型技能実習生にならうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあつては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

査の結果を考慮しなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、前

条第二項の規定にかかるらず、同項の申請書を機構に提出するとともに、機構が行う当該調査の結果を受けなければならない。

4 機構は、前項の申請書を受理したときは、主務大臣にその旨を報告するとともに、同項の調査を行つたときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

5 主務大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。

6 前項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

7 主務大臣は、第一項の規定により機構に調査の全部若しくは一部を行わせることとするとときは、又は機構に行わせていた調査の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(許可の基準等)

第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときでなければ、その許可をしてはならない。

一 本邦の當利を目的としない法人であつて主務省令で定めるものであること。

二 監理事業を第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従つて適正に行つて足りる能力を有するものであること。

三 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであること。

四 個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。第四十条第一項第四号及び第四十三条

において同じ。)を適正に管理し、並びに団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の秘密を守るために必要な措置を講じてゐること。

五 監理事業を適切に運営するための次のいずれかの措置を講じてゐること。

イ 役員が団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有する者のみにより構成されていないことその他の役員の構成が監理事業の適切な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないものとすること。

ロ 監事その他法人の業務を監査する者による監査のほか、団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有しない者で監理事業の適切な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないものとすること。

六 外国の送出機関から団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあつては、外國の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結してゐること。

七 第二十三条第一項の許可の申請が一般監理事業に係るものである場合は、申請者が団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。

八 前各号に定めるもののほか、申請者が、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものであること。

九 主務大臣は、第二十三条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を申請者に通知しなければならない。

10 主務大臣は、前条第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、前項の通知を機構が経由して行わなければならぬ。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第一十三条第一項の許可を受けることができない。

一 第十条第一号、第四号又は第十二号に該当する者

二 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの处分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該处分をする日又は处分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

四 第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条第一号、第三号、第五号、第九号又は第十号に該当する者

ロ 第一号、第十条第十一号に係る部分を除く。又は前号に該当する者

ハ 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合(同項第一号の規定により監理許可を取り消された場合)に該当する者

イ 第一号(第十条第十二号に係る部分を除く。)に該当する者となつたことによる場合に限る。において、当該取消しの处分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該处分を受けた者の役員であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日を以内に当該届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

日以内に当該届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

(職業安定法の特例等)

第二十七条 監理団体は、職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかわらず、技能実習

体監理型実習実施者等のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあつせんすることを業として行うものをいう。(以下この条において同じ。)を行うことができる。

2 監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体が行う技能実習職業紹介事業に規定する職業紹介事業者(同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十二条第一項の許可を受けた者又は雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三これらの規定を同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の六から第三十四条まで並びに第四十八条並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項、第三十二条の十三(同法第三十二条第一項及び第三項に規定する場合を含む。)、第三十三条の七並びに同法第三十二条の十二第二第一項及び第三項の規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)及び第三十三条の七並びに主務大臣は、機構に、第一項の規定による交付又は前項の規定による再交付に係る事務を行わせることができる。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主務大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により機構に第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による交付又は前項の規定による再交付に係る事務を行わせることができる。

5 主務大臣は、前項の規定により機構に第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による交付又は前項の規定による再交付に係る事務を行わせることができる。

に第四十八条並びに雇用対策法第十一條及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。

3 前項において読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による取扱いについては、第十八条の

項において定めるもののほか、技能実習職業紹介事業に關し必要な事項は、主務省令で定め規定を準用する。

4 前三项に定めるもののほか、技能実習職業紹介事業に關し必要な事項は、主務省令で定め規定を準用する。

5 前項の条件は、監理許可の趣旨に照らして、

又は当該監理許可に係る事項の確實な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該監理許可を受ける者に不当な義務を課する

こととなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第二十八条 監理団体は、監理事業に關し、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあつせんすることを業として行うものをいう。(以下この条において同じ。)を行うことができる。

2 監理団体は、前項の規定にかかわらず、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徵収することができる。

(許可証)

第二十九条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可をしたときは、監理事業を行なう事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、監理事業を行なう事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主務大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

4 監理許可には、条件を付し、及びこれを変更することができます。

5 前項の条件は、監理許可の趣旨に照らして、

又は当該監理許可に係る事項の確實な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該監理許可を受ける者に不当な義務を課する

こととなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第三十一条 第二十三条第一項の許可の有効期間(次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新された有効期間)は、当該許可の日(次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日)から起算して三年を下らない期間であつて監理事業の実施に關する能力及び実績を勘案して政令で定める期間とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了後引き続き当該許可に係る監理事業(次条第一項の規定による変更があつたときは、これらの変更後の許可への変更があつたときは、これらの中の許可の有効期間の更新を受けたとき)を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 主務大臣は、許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第二十五条第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

又は機構に行わせていた第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による再交付に係る事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 前項の条件は、監理許可の趣旨に照らして、

又は当該監理許可に係る事項の確實な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該監理許可を受ける者に不当な義務を課する

こととなるものであつてはならない。

(許可の条件)

第三十二条 監理許可には、条件を付し、及びこれを変更することができます。

2 前項の条件は、監理許可の趣旨に照らして、

又は当該監理許可に係る事項の確實な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該監理許可を受ける者に不当な義務を課する

こととなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第三十三条 第二十二条第一項の許可の有効期間(次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新された有効期間)は、当該許可の日(次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日)から起算して五年を下らない期間であつて監理事業の実施に關する能力及び実績を勘案して政令で定める期間とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了後引き続き当該許可に係る監理事業(次条第一項の規定による変更があつたときは、これらの変更後の許可への変更があつたときは、これらの中の許可の有効期間の更新を受けたとき)を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 主務大臣は、許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第二十五条第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 第二十三条第二項から第五項まで、第二十四

条、第二十五条第二項及び第三項、第二十六条条（第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。）並びに第十九条の規定は、許可の有効期間の更新について準用する。

#### （変更の許可等）

第三十二条 監理団体は、監理許可に係る事業の区分を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならぬ。この場合において、監理団体は、許可証の書換えを受けなければならない。

#### 2 前項の許可については、第二十三条第一項から第五項まで及び第七項、第二十四条、第二十

五条、第二十六条（第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。）並びに第二十九条の規定を準用する。

#### 3 監理団体は、第二十三条第一項各号（第四号

を除く。）に掲げる事項（主務省令で定めるものを除く。）に変更があつたときは、変更の日から一月以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が監理事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

#### 4 第二十三条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

#### 5 主務大臣は、第三項の規定による監理事業を行ふ事業所の新設に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならぬ。

6 監理団体は、第三項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

7 第三項の規定による届出の受理に係る事務については第十八条の規定を、第五項の規定による許可証の交付に係る事務については第二十九条第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用する。

（技能実習の実施が困難となつた場合の届出）  
第二十三条 監理団体は、第十九条第二項の規定による通知を受けた場合その他実習監理を行う

団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わざることが困難となつたと認めるときは、遅滞なく、当該通知に係る事項その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

#### 2 前項の規定による届出の受理に係る事務につ

いては、第十八条の規定を準用する。

#### （事業の休廃止）

第三十四条 監理団体は、監理事業を廃止し、又

はその全部若しくは一部を休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨及び当該監理団体が実習監理を行う団体

#### 2 前項の規定による届出の受理に係る事務につ

いては、第十八条の規定を準用する。

#### （報告徴収等）

第三十五条 主務大臣は、この節の規定を施行するためには、団体監理型技能実習

継続のための措置その他の主務省令で定める事

項を主務大臣に届け出なければならない。

#### 2 前項の規定による届出の受理に係る事務につ

いては、第十八条の規定を準用する。

#### （監理団体の名義等）

第三十六条 主務大臣は、監理団体が、この法律

その他の出入国若しくは労働に関する法律又はこ

れらに基づく命令の規定に違反した場合において、監理事業の適正な運営を確保するために必

要があると認めるときは、当該監理団体に対

し、期限を定めて、その監理事業の運営を改善

するための必要な措置をとるべきことを命ずる

ことができる。

#### （監理団体の名義等）

第三十七条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

#### 2 第二十五条第一項各号のいずれかに適合しないくなつたと認めるとき。

問又は立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（改善命令等）  
第三十六条 主務大臣は、監理団体が、この法律

その他の出入国若しくは労働に関する法律又はこ

れらに基づく命令の規定に違反した場合において、監理事業の適正な運営を確保するために必

要があると認めるときは、当該監理団体に対し、期限を定めて、その監理事業の運営を改善

するための必要な措置をとるべきことを命ずる

ことができる。

#### （認定計画に従つた実習監理等）

第三十九条 監理団体は、認定計画に従い、団体

監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うためには、団体監理型技能実習を行つた

とともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。

#### （名義貸しの禁止）

第三十八条 監理団体は、自己の名義をもつて、

他人に監理事業を行わせてはならない。

#### （監理団体の名義等）

第三十七条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

#### 2 第二十六条各号（第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。）のいずれかに該当する

こととなつたとき。

#### 3 第三十一条第一項の規定により付された監理

許可の条件に違反したとき。

#### 4 この法律の規定若しくは出入国若しくは労

働に関する法律の規定であつて政令で定める

もの又はこれらの規定に基づく命令若しくは

処分に違反したとき。

#### 5 出入国又は労働に関する法令に關し不正又

は著しく不当な行為をしたとき。

#### 6 主務大臣は、監理許可（一般監理事業に係る

型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭

を認め、又は当該主務大臣の職員に關係者に対

して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関

係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に

關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは

帳簿書類その他の物件を検査させることができ

るは、期間を定めて当該監理事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

#### 4 主務大臣は、第一項の規定による監理許可の変更又

は前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

#### （認定計画に従つた実習監理等）

第三十九条 監理団体は、認定計画に従い、団体

監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行つた

とともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。

#### （監理責任者の設置等）

第四十条 監理団体は、監理事業に関し次に掲げ

る事項を統括管理させるため、主務省令で定め

るところにより、監理事業を行う事業所ごとに

監理責任者を選任しなければならない。

#### 1 団体監理型技能実習生の受入れの準備に關

すること。

#### 2 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に

関する団体監理型実習実施者への指導及び助

言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整

#### 3 次節に規定する技能実習生の保護その他

体監理型技能実習生の保護に関すること。

#### 4 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技

能実習生等の個人情報の管理に関すること。

#### 2 第十三条第一項の規定は前項の規定による質

問又は立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

#### （監理団体の名義等）

五 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関する規定	六 國及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、機構その他関係機関との連絡調整に關すること。
一 第二十六条第五号イ(第十条第十号に係る部分を除く。)又は口から二までに該当する者前項の規定による選任の日前五年以内又はその選任の日以後に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者	二 第二十六条第五号イ(第十条第十号に係る部分を除く。)又は口から二までに該当する者前項の規定による選任の日前五年以内又はその選任の日以後に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
三 未成年者	三 未成年者
四 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習実施者等及び団体監理型技能実習実施者等と、団体監理型技能実習実施者等の個人情報を収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。	四 監理団体は、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習実施者等と、団体監理型技能実習実施者等の個人情報を適正に管理するためには、監理団体は、団体監理型実習実施者等の個人情報を収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。
（帳簿の備付け）	（帳簿の備付け）
第五十条 監理団体は、監理事業について、主務省令で定める帳簿書類を作成し、監理事業を行なう事業所に備えて置かなければならない。（監査報告等）	第五十条 監理団体は、監理事業について、主務省令で定める帳簿書類を作成し、監理事業を行なう事業所に備えて置かなければならない。（監査報告等）

第五十一条 実習実施者及び監理団体は、第十九条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による届出、第十九条第二項の規定による通知又は第三十四条第一項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことができるよう、他の監理者又はこれら役員若しくは職員(次項において「技能実習関係者」という。)は、技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならない。	二 監理団体は、主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生又は技能実習生になるとする者をいふ。以下この条において同じ。)又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。
二 監理団体は、主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生又は技能実習生になるとする者をいふ。以下この条において同じ。)又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。	三 第一項の規定による事業報告書の受理及び前項の規定による監査報告書の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。（個人情報の取扱い）
（個人情報の取扱い）	（個人情報の取扱い）
（個人情報の取扱い）	（個人情報の取扱い）

第四十七条 実習監理者等は、技能実習生等(技能実習生又は技能実習生になるとする者をいふ。以下この条において同じ。)又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。	二 実習監理者等は、技能実習生等に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならない。
（連絡調整等）	（連絡調整等）
第五十一条 実習実施者及び監理団体は、第十九条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による届出、第十九条第二項の規定による通知又は第三十四条第一項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことができるよう、他の監理者又はこれら役員若しくは職員(次項において「技能実習関係者」という。)は、技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならない。	二 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行つものとする。
（連絡調整等）	（連絡調整等）
第五十二条 主務大臣は、実習実施者が円滑に技能等の評価を行うことができるよう、技能実習評価試験の振興に努めなければならない。	二 主務大臣は、公正な技能実習評価試験が実施されるよう、技能実習評価試験の基準を主務省令で定めるものとする。

第五十三条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認めるとときは、特定の業種に属する事業を所管する大臣(次条第一項において「事業所管大臣」という。)に対して、当該特定の業種に属する事業に係る技能実習に關し必要な協力を要請することができる。	二 実習実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、技能実習生に對して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならない。
（事業所管大臣への要請）	（事業所管大臣への要請）
第五十四条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る技能実習の保護のために必要な指導及び助言を行つものとする。	二 実習監理を行なう者第四十八条第一項において「実習監理者」という。)又はその役員若しくは職員(次条において「実習監理者」という。)は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身體の自由を不当に拘束する手段によつて、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはな
（事業協議会）	（事業協議会）
第五十五条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係	（事業協議会）

る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会(以下この条において「事業協議会」という。)を組織することができる。

- 2 事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

4 事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会が定める。  
(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等)
- 第五十五条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する情報の提供をすることができる。

- 2 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることがある。  
3 主務大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、当該措置の実施状況について報告を求める

ことができる。

#### (地域協議会)

第五十六条 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会(以下この条において「地域協議会」とい

う。)を組織することができる。

2 地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

4 地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。  
(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等)

- 第五十五条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する情報の提供をすることができる。

第六十条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受け、その資本金を増加することができる。

2 (名称)  
第六十一条 機構は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いてはならない。

2 (登記)  
第六十二条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対する抗争ができない。

2 (一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)  
第六十三条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

2 (事務の引継ぎ)  
第六十四条 機構を設立するには、技能実習に関する専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。

2 (定款の作成等)  
第六十五条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

2 (法人格)  
第六十六条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 (設立の登記)  
第六十七条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 (設立の登記)  
第六十八条 第六十六条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第一項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

2 (設立の登記)  
第六十九条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

2 (役員)  
第六十九条 機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

六 評議員会に関する事項  
七 業務及びその執行に関する事項  
八 財務及び会計に関する事項  
九 定款の変更に関する事項  
十 公告の方針

十 (設立の認可等)  
第六十六条 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。  
2 主務大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時において、第七十一条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものと/orする。

2 前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

2 前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

2 機構は、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

2 (第三節 役員等)  
第六十九条 機構に、役員として理事長一人、理

- 第五十九条 機構は、一を限り、設立されるものとする。  
(資本金)

- 二 名称  
三 事務所の所在地  
四 資本金及び出資に関する事項  
五 役員に関する事項

(役員の職務及び権限)	
第七十条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。	
2	理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を行ふ。
3	監事は、機構の業務を監査する。
4	監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。
(役員の任命)	
2	理事長及び監事は、主務大臣が任命する。
2	理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。
2	第七十一条 理事長が、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員の任期)	
2	役員は、再任されることがある。
(役員の欠格条項)	
第七十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。	
(役員の解任)	
第七十三条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。	
2	主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときその他の役員たるに適しないと認めるときは、第七十二条の規定の例により、その役員を解任することができる。
一	破産手続開始の決定を受けたとき。
二	禁錮以上の刑に処せられたとき。
三	心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
2	第八十二条 機構に、第八十七条の業務(同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。)の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。
3	評議員会は、第八十七条の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
(四 職務上の義務違反があるとき。)	
(役員の兼職禁止)	
第七十五条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	
2	監事は、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。
3	監事は、機構の業務を監査する。
4	監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。
(役員の任命)	
2	理事長が主務大臣が任命する。
2	理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。
2	第七十一条 理事長が、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員の任期)	
2	役員は、再任されることがある。
(役員の欠格条項)	
第七十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。	
(役員の解任)	
第七十三条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。	
2	主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときその他の役員たるに適しないと認めるときは、第七十二条の規定の例により、その役員を解任することができる。
一	破産手続開始の決定を受けたとき。
二	禁錮以上の刑に処せられたとき。
三	心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
2	第八十二条 機構に、第八十七条の業務(同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。)の円滑な運営を行うこと。
3	評議員会は、第八十七条の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
(四 職務上の義務違反があるとき。)	
(五 事業に従事してはならない。)	
第七十六条 監事は、理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。	
2	監事は、理事長が、二年とする。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
(監事の兼職禁止)	
第七十七条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代理権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。	
(代理人の選任)	
第七十八条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。	
(職員の任命)	
第七十九条 機構の職員は、理事長が任命する。	
(役員及び職員の秘密保持義務)	
第八十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盜用してはならない。	
(役員及び職員の地位)	
第八十一条 機構の職員は、刑法その他機構の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。	
(設置)	
第四節 評議員会	
第八十二条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。	
一	技能実習に関し行う次に掲げる業務
イ	第十四条第一項の規定により認定事務を行うこと。
ロ	第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。
2	第八十条及び第八十二条第一項の規定は、前項の規定による委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者について準用する。
(業務の範囲)	
第八十三条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。	
三	技能実習に関し、調査及び研究を行う業務
四	その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務
五	技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務
六	前各号に掲げる業務に附帯する業務
(業務の委託)	
第八十四条 機構は、主務大臣の認可を受けて、前条の業務(同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。)の一部を委託することができます。	
2	第八十条及び第八十二条第一項の規定は、前項の規定による委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者について準用する。
(業務の方法)	
第八十五条 機構は、業務開始の際、業務方法書	

二 第二十四条第一項(第三十二条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

三 第二十四条第三項(第三十二条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により事実関係の調査を行うこと。

四 職務上の義務違反があるとき。

五 (役員の兼職禁止)

第六十五条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

六 第二十四条第三項(第三十二条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可証を交付する。

七 第二十四条第四項(第三十二条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可証を交付する。

八 第二十四条第一項(第三十二条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

九 第二十四条第一項(第三十二条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

十 第二十四条第一項(第三十二条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

十一 第二十四条第一項(第三十二条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

十二 第二十四条第一項(第三十二条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

十三 第二十四条第一項(第三十二条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(資料の交付の要請等)

第九十条 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

2 機構は、その業務を行なうため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### 第六節 財務及び会計

(事業年度)

第九十一条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第九十二条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(財務諸表等)

第九十三条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他主務省令で定める書類及びこれらとの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 (借入金)

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という。)を、各事務所に備え置き、主務省令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 財務諸表等は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて作成することができる。

5 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、機構の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表等を、第三項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(利益及び損失の処理)

第九十四条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を第八十七條の業務に要する費用に充てることができる。

2 (借入金)

第九十五条 機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、主務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項及び第二項の認可をようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(交付金)

第九十六条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。

(余裕金の運用)

第九十七条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二 主務大臣の指定する金融機関への預金

三 その他の主務省令で定める方法

(主務省令への委任)

第九十八条 この法律に定めるもののほか、この規則の実施に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第七節 監督

(監督)

第九十九条 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。

3 (報告及び検査)

要があると認めるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又は當該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第二項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第八節 補則

(定款の変更)

第百一条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第百二条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第四章 雜則

(主務大臣等)

第百三条 この法律における主務大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の發する命令とする。

(権限の委任等)

第百四条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第三十五条第一項の規定による報告の徵収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査(第四十条第三項から第五項までの規定を施行するために行うものに限る。)(次項及び次条において「報告徵収等」という。)の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による委任に基づき、報告徵収等を行つたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限を地方



三

る。ただし、第一章、第三章、第一百三条、第一百六条、第七百七条、第一百十条(第八十条(第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)、第一百十二条(第十二号に係る部分に限る。)、第一百十四条及び第一百五十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の改正規定に限る。)、第二十一条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(技能実習に関する経過措置)

第三条 附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧入管法」という。)別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて在留する者が行う活動は、技能実習に該当しないものとする。

前項に規定する者はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて在留していた者(同項に規定する者を除く。)その他これに準ずるものとして主務大臣が適当と認める者は(以下この条及び次条において「旧技能実習在留資格者等」という。)が第一号企業単独型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第二条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「第一号企業単独型技能実習」とあるのは、「附則第三条第二項の主務省令で定めるもの」とする。

4 旧技能実習在留資格者等が第一号団体監理型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第二条第四項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「第一号団体監理型技能実習」とあるのは、「附則第三条第四項の主務省令で定めるもの」とする。

5 旧技能実習在留資格者等が第一号団体監理型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第二条第四項第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「第一号団体監理型技能実習」とあるのは、「附則第三条第五項の主務省令で定めるもの」とする。

(技能実習計画の認定の基準に関する経過措置)

第四条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者は雇用しようとする者が、当該旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画(第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るもの)を除く)を作成し、当該技能実習計画について第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第九条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るもの」という。」と、「第一号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係る技能実習計画」とあるのは「附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等が行う活動に係る主務省令で定める計画(以下この号において「相当技能実習計画」という。)」と、「第一号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係る技能実習計画」とあるのは「相当技能実習計画」と、同条第十一号中「技能実習生に技能実習」とあるのは「技能実習生(技能実習に相当するもの)(附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同

<p>第五条 この法律の施行の際現にその名称中に「外国人技能実習機構」という文字を用いている者について、第六十一条第二項の規定は、第三章の規定の施行後六月間は、適用しない。</p> <p>第六条 機構の最初の事業年度は、第九十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十日以降に終わるものとする。</p> <p>第七条 機構の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第九十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅く」とする。</p> <p>(施行前の準備)</p> <p>第八条 第八条第一項の認定及び第二十三条第一項の許可の手續は、施行日前においても行うことができる。この場合において、主務大臣は、</p> <p>第十一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(一部改正)</p> <p>第十四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項第二号に次のように加える。</p> <p>ワ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十六号)の一部を次のよう改訂する。</p> <p>第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改訂する。</p> <p>第七十二条の五第一項第七号中「日本労働者(地方税法の一部改正)</p>	<p>条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)を行う同条第一項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。)に技能実習(技能実習に相当するものを含む。)とする。</p> <p>(外国人技能実習機構に関する経過措置)</p>
--	---

<p>第十二条及び第二十四条の規定の例により、機構に、認定事務又は調査の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>第二十三条第一項の許可の手続を施行日前に行う場合において、厚生労働大臣は、同条第六項の規定の例により、労働政策審議会の意見を听くことができる。</p>
<p>第二十三条第一項の許可の手続に係る申請書又はこれに添付すべき書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。</p>
<p>(国立国会図書館法の一部改正)</p>
<p>第九条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。</p>
<p>技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 平成二十七年法律第 号</p>
<p>住宅協会」を「外国人技能実習機構、日本労働者住宅協会」に改める。</p> <p>(出入国管理及び難民認定法の一部改正)</p>
<p>第十二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条の二第一項及び第二項中「又は第二号イ」を「、第二号イ若しくはロ又は第三号イ」に改める。</p>
<p>第七条第一項第二号中「及び技能実習の項の下欄第二号」を削る。</p> <p>第二十条第一項中「又は技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。)」を削る。</p>



## (法人税法の一部改正)

第十六条 法人税法(昭和四十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人に規定する社会医療法人に限る。)の項の次に次のように加える。

## 外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第号)

## (印紙税法の一部改正)

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三國立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第二号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

## 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第号)

及び第五号(同条第一号の業務に係る業務に限る。)業務の範囲)の業務に関する文書

## 外国人技能実習機構

## (登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第六十一号を削り、第六十三号を第六十一号とし、同号の次に次のように加える。

## 六十三 外国人の技能実習に係る監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可

(平成二十七年法律第二百三十二条第一項(監理団体の許可))	許可件数
(変更の許可等)の規定による変更の許可(同法第三十二条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)	一件につき一万五千円

同項の前に次のように加える。

一 外国人技能 実習機構	外国人の技能 実習の適正な実施 及び技能実習生 の保護に関する 法律	事務所用建物(専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。)の所有権 の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記 に該当すること のあることを 証する財務 省令で定める 書類の添付が あるものに限 る。
-----------------	--	---	--

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の項の次に次のように加える。

## 四十の二 法務省、厚生労働省又は外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第号)による同法第八条第一項若しくは第十一条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新又は同法

第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

## (消費税法の一部改正)

第二十条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

## 外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第号)

## (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十二条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十二年法律第一百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

## 外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第号)

## (独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

## 外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第号)

## (公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第二十三条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

## 外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第号)

## (厚生労働省設置法の一部改正)

第十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

の下に「、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第号)」を加える。

第二十一条第一項中「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成

(二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。)、第六十号」を削る。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定め

### 理由

外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行なう外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案  
第八条第二項第九号中「技能実習生」を「報酬、労働時間、休日、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費その他の技能実習生」に改める。  
第九条第九号中「技能実習生」を「技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることその他の技能実習生」に改める。  
第二十七条第一項中「第四条第七項」を「第四条第八項」に、「第二十三条の六」を「第三十三条の第八項」に、「第二十三条の六」を「第三十三条の八」に改める。

五に、「第三十三条の七」を「第三十三条の六」に改める。

第八十七条第一号中「業務」の下に「(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)」を加え、同条第六号を同条第七号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の二号を加える。

三 技能実習を行うことが困難となつた技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務

附則第一条中「平成二十八年三月三十一日までの間」を「公布の日から起算して一年を超えない範囲内」に改める。

附則第九条のうち国立国会図書館法別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える改正規定のうち外国人技能実習機構の項中「平成二十七年法律第二十七条法律第号」を「平成二十八年法律第号」に改める。

附則第十条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四条第一項第一号に次のように加える改正規定のうちワ中「平成二十七年法律第二十七条法律第号」を「平成二十八年法律第号」に改める。

附則第十一条のうち出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表技能実習の項下欄第一号イ及びロの改正規定のうちイ中「平成二十七年法律第二十七条法律第号」を「平成二十八年法律第号」に改める。

附則第十四条のうち厚生労働省設置法第二十一条第一項第四号の改正規定中「平成二十七年法律第号」を「平成二十八年法律第号」に改める。

附則第十九条のうち住民基本台帳法別表第一の四十の項の次に次のように加える改正規定のうち四十の二の項中「平成二十七年法律第二十七条法律第号」を「平成二十八年法律第号」に改める。

附則第二十条のうち消費税法別表第三第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える改正規定のうち外国人技能実習機構の項中「平成二十七年法律第二十七条法律第号」を「平成二十八年法律第号」に改める。

附則第二十二条の四第一項第二号中「偽り」を「前号」に改める。

附則第二十三条の十六第一号中「技術・人文知識・国際業務」の下に「介護」を加える。

第三百十九号の一部を次のように改正する。

第十九条の十六第一号中「技術・人文知識・国際業務」の下に「介護」を加える。

第二十二条の四第一項第二号中「偽り」を「前号に掲げるもののほか、偽り」に改め、「の申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動のいずれかに該当するものとして、当該上陸許可の証印等」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

定のうち外国人技能実習機構の項中「平成二十七年法律第号」を平成二十八年法律第号に改める。

附則第十六条のうち法人税法別表第二「医療法人(医療法昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)の項の次に次のように加える改正規定のうち(昭和二十三年法律第二百五号)を削り、外国人技能実習機構の項中「平成二十七年法律第号」を「平成二十八年法律第号」に改める。

附則第十三条のうち公文書等の管理に関する法律別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える改正規定のうち外国人技能実習機構の項中「平成二十七年法律第号」を「平成二十八年法律第号」に改める。

附則第十七条のうち印紙税法別表第三「国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える改正規定のうち外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第号)第八十七条第一号及び第五号(同条第一号の業務に係る業務に限る。)(業務の範囲)の業務に関する文書の項中「平成二十七年法律第号」を「平成二十八年法律第号」に、「第五号」を「第六号」に改める。

附則第十八条のうち登録免許税法別表第一「中第七号」に改める。

附則第十九条のうち出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表技能実習の項下欄第一号イ及びロの改正規定のうちワ中「平成二十七年法律第二十七条法律第号」を「平成二十八年法律第号」に改める。

附則第二十条のうち住民基本台帳法別表第一の四十の項の次に次のように加える改正規定のうち四十の二の項中「平成二十七年法律第二十七条法律第号」を「平成二十八年法律第号」に改める。

附則第二十二条の四第一項第二号中「偽り」を「前号に改める。

附則第二十三条の十六第一号中「技術・人文知識・国際業務」の下に「介護」を加える。

第三百十九号の一部を次のように改正する。

第十九条の十六第一号中「技術・人文知識・国際業務」の下に「介護」を加える。

第二十二条の四第一項第二号中「偽り」を「前号に掲げるもののほか、偽り」に改め、「の申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動のいずれかに該当するものとして、当該上陸許可の証印等」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

附則第二十二条のうち独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える改正規定のうち(昭和二十二年法律第二百五号)を「平成二十八年法律第号」に改める。

附則第二十三条の十六第一号中「技術・人文知識・国際業務」の下に「介護」を加える。

第三百十九号の一部を次のように改正する。

第十九条の十六第一号中「技術・人文知識・国際業務」の下に「介護」を加える。

第二十二条の四第一項第二号中「偽り」を「前号に改める。

附則第二十三条の十六第一号中「技术・人文知识・国際业务」の下に「介護」を加える。

第三百十九号の一部を次のように改正する。

第十九条の十六第一号中「技术・人文知识・国際业务」の下に「介護」を加える。

第二十二条の四第一項第二号中「偽り」を「前号に掲げるもののほか、偽り」に改め、「の申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動のいずれかに該当するものとして、当該上陸許可の証印等」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行つておらず、かつ、他の活動を行ひ又は行おうとして在留していること(正当な理由がある場合を除く)。

第二十二条の四第七項に次のただし書きを加える。

関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官又は入国警備官に、それぞれ」に改め、同条第二項中「入国審査官」の下に「又は入国警備官を加え、同条第三項中「又は入国審査官」を「、入国審査官又は入国警備官」に改める。

第六十一条の二の八第一項中「第九項まで」の下に「第七項ただし書を除く。」を加え、「同条第七項二「月きら」更にこれを」とある。

附 則	介 護
(施行期日)	本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
一 附則第四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日	一 附則第四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
二 第十九条の十六第二号及び別表第一の二の表の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日	二 第十九条の十六第二号及び別表第一の二の表の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(在留資格の取消しに関する経過措置)	(在留資格の取消しに関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(次条において「施行日」という。(前)を受けた上陸許可の証印等(この法律による改正前の出入国管理及び難民認定法(次条第一項において「旧法」という。)第二十二条の四第一項第二号に規定する上陸許可の証印等をいう。)について同項第三号に掲げる事が判明した場合における在留資格の取消しについては、なお従前の例による。	第二条 この法律の施行の日(次条において「施行日」という。(前)受けた上陸許可の証印等(この法律による改正前の出入国管理及び難民認定法(次条第一項において「旧法」という。)第二十二条の四第一項第二号に規定する上陸許可の証印等をいう。)について同項第三号に掲げる事が判明した場合における在留資格の取消しについては、なお従前の例による。
(退去強制に関する経過措置)	(退去強制に関する経過措置)
第三条 施行日前に旧法第二十二条の四第一項(第三号)に係るものに限る。以下この項において同じ。)の規定により在留資格を取り消された者及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第二十二条の四第一項の規定により在留資格を取り消された者に対する退去強制については、なお従前の例による。	第三条 施行日前に旧法第二十二条の四第一項(第三号)に係るものに限る。以下この項において同じ。)の規定により在留資格を取り消された者及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第二十二条の四第一項の規定により在留資格を取り消された者に対する退去強制については、なお従前の例による。
2 この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法(次条において「新法」という。)(第二十四条第四号ル(2)に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号ル(2)に掲げる行為をあおり、	2 この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法(次条において「新法」という。)(第二十四条第四号ル(2)に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号ル(2)に掲げる行為をあおり、
唆し、又は助けた者について適用する。 (在留資格認定証明書に関する経過措置)	第六条 附則第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第四条 法務大臣は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて新法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、第二号施行日前に、当該外国人に対し、同表の介護の在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。	第五条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)	(罰則に関する経過措置)
(政令への委任)	(政令への委任)